

官報号外

平成十三年十一月二日

○第一百五十三回 参議院会議録第八号

平成十三年十一月二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成十三年十一月一日

午前十時開議

第一 銀行法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

平成十三年十一月一日 参議院会議録第八号 請暇の件(議事日程追加の件) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

少子高齢化等が進行する中で、労働者が仕事と家庭を両立させることができるようになることは、労働者の福祉の増進を図る上でも、経済社会の活力を維持していく上でも、極めて重要な課題となっております。

このような状況に対処するためには、育児休業の取得や職場復帰をしやすい環境を整備することも、労働者が子育てしながら働き続ける上で必要な時間を確保すること等が必要となっており、政府といたしましては、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、事業主は、労働者が育児休業や介護休業の申し出や取得をしたことを理由として、不利

益な取り扱いをしてはならないこととしております。

第二に、育児や介護を行う一定範囲の労働者が、一年につき百五十時間、一ヶ月につき二十四

時間を超える時間外労働を免除するよう請求することができる制度を設けることとしております。

第三に、育児を行ふ労働者に対して勤務時間の短縮等の措置を講ずる事業主の義務に關し、対象となる子の年齢を一歳未満から三歳未満に引き上げることとしております。

第四に、事業主は、労働者がその子の病気またはけがの際に休むことができる、子の看護のため

の休暇制度導入するよう努めなければならない

こととするほか、労働者の転勤について育児や介護の状況に配慮しなければならないこととする等の事業主が講すべき措置を定めることとしております。

第五に、国等は、仕事と家庭の両立に関し事業主、労働者その他国民の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置等を講ずることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、この法律の施行後三年を経過した場合に子の看護のための休暇制度等について検討を加えること等の修正が行われたところであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) 大だいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。小宮山洋子君。

(小宮山洋子君登壇、拍手)

○小宮山洋子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました政府提出の労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための育児休業、介護休業等に関する法律案について、関係大臣に質問いたします。

男女がともに個性を生かして生き生きと生きられる男女共同参画社会をつくることが二十一世紀の最重要課題である、最重要課題の一つというの

ではなくて最重要課題であると前文に書き込まれた男女共同参画社会基本法ができ、基本計画もつくられています。

さまざまな分野の政策が必要ですか、中でも働くことと育児・介護といった家族への責任を両立させることをどのように支援していくかは大変重要な分野だと考えています。

労働の規制緩和の中で、女性の保護規定がなくなり、育児の九割、介護は八割以上を女性が担っているという現状の中で、時間外労働などの激変

を緩和する措置かとされていますが、来年の三月で期限が終わるのでこのたびの法改正が行われると理解しています。

ます、このたびの法改正のねらいを厚生労働大臣に伺います。

日本は、予想以上の速さで少子高齢社会になつてきています。合計特殊出生率は一九九九年に一・三四まで低下し、高齢社会のピークには四人に一人が高齢者と言っていたものが、三人に一人になると将来の人口推計が変えられてきていま

ヨーロッパの国々でも、一九八〇年代に出生率が低下しましたが、父親もとりやすい育児休業制度などの政策により、ほとんどの国で出生率は上

昇しています。出生率が上がっていくには十年かかると言われていますので、持ちたい人が安心し子供を産み育てられるように、早急にとれる政策を実行すべきだと考えます。ノルウェーでは、父親である男性のうち八割が育児休業をとっています。そのことにより、持ちたい子供を持つことができるようになったと言われています。先進国では、女性が働き続けられる環境が整っているほど出生率が高くなっていることが統計的にも明らかになっています。

看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならぬとされています。子供の看護休暇については、努力義務ではなく請求権にという要望、強く、私もそう考えますが、どうお考えか、坂厚生労働大臣はこの点については前向きなお考をお持ちだととも伺っておりますので、実効性を上げるための積極的な御答弁をお願いいたします。あわせて、衆議院での附則の修正で、三年後見直しが加えられました。三年後には、請求権して認める見直しをお約束いただきたいと思ひす。

ま と の 上 え 口 が つ
い、こうした観点も含めてお答えください。
次に、現在、働き方はますます多様になっています。パート、派遣、契約など多様な働ききで、実質的には正規雇用と同様の働き方をして、いる人が女性を中心どんどんふえてきています。育児・介護休業の法律が、期間を定めて雇用されている労働者にも適用される必要があると考えます。これから柔軟な働き方を保障するためには厚生労働大臣の所見を伺います。
激変緩和措置の中で、子の養育のための激変緩和措置に関する協定のある事業所はおよそ三〇

看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならぬとされています。子供の看護休暇については、努力義務ではなく請求権にという希望が強く、私もそう考えますが、どうお考えか、坂口厚生労働大臣はこの点については前向きなお考えをお持ちだと伺っておりますので、実効性を上げるために積極的な御答弁をお願いいたします。

あわせて、衆議院での附則の修正で、三年後の見直しが加えられました。三年後には、請求権として認める見直しをお約束いただきたいと思います。

また、看護休暇の日数については明記されていません。私たちの法案では、子供一人について年間十日と考えていましたが、大臣は、日数についてはどのようにお考えでしょうか。また、現在、看護休暇制度を持っている企業はわずか八%です。実際に事業所にどのように働きかけるおつもりかを伺います。

スウェーデンでは、両親が、子供が小学校を卒業するまで、子供一人について六十日、特別な理由があるときは九十日休めます。常に、育児などで休む人が全従業員の二割はいるという前提で雇用をしているからできることなのでしょう。失業者がふえ、ワークシエアリングが真剣に考えられている中で、男女とも家族と向き合って人間らしく生きるために考えてよいあり方だと思いますが、厚生労働大臣はどのようにお考えでしょか。休業中にかわって仕事をする要員の確保につ

いて、こつした観点も含めてお答えください。

次に、現在、働き方はますます多様になっています。パート・派遣、契約など多様な働き方で、実質的には正規雇用と同様の働き方をしている労働者にも適用される必要があると考えます。これから柔軟な働き方を保障するために育児・介護休業の法律が、期間を定めて雇用されている労働者も含めて適用されるべきです。

厚生労働大臣の所見を伺います。

激変緩和措置の中で、子の養育のための激変緩和措置に関する協定のある事業所はおよそ三〇%です。その協定の内容は、一年間の時間外労働上限時間を百五十時間としているものがおよそ七%と、ほとんどです。時間外労働の制限措置と子の年齢を、現在の小学校就学前から小学卒業までにすることが、子供の年齢による成長から見てもふさわしいと考えますが、大臣はどうお考えでしょうか。

また、深夜業の制限は、十六歳以上の同居の族がいる場合は除かれ、適用者を限定しています。十六歳といえば高校生になつたばかりです。同居の家族の年齢要件をつけるべきではないと言えますが、御答弁ください。

育児休業を理由としての不利益取り扱いについて、現在は解雇の制限のみであるものを、「解その他不利益な取扱いをしてはならない。」と対を広げたことは前進だと考えます。不利益を取りいを禁止する具体的な内容と、実効性を担保す

ための政府としての取り組みを伺います。

次に、転勤についてです。

家族の状況への配慮が第二十六条に盛り込まれたことについては、懸案だった家族的責任条約と言われるI-S-O百五十六号条約に批准している日本が、条約の実効性を確保するという意味では評価できると思います。条文では、事業主は、「就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。」とされています。ここで言う「配慮」の内容をお答えください。

この、転勤について家族の状況を考えるようにといふことは、条約に関する百六十五号勧告に定められているのに、これまで何の対応もとられず、問題だったのです。男女ともに安心して能力を発揮し、家族とも向き合えるためには、家族を持つ労働者がそうでない労働者と差別されないようにというI-S-Oの百五十六号条約、また同一労働同一賃金の百号条約など、日本が守ることを世界に約束した国際条約を批准したことだけにどめず、実効性のあるものにするよう、法整備、予算措置などをしっかりすることが必要です。国内法より上位にある国際条約を批准だけして実行しないようでは、国際化の中でともにやっていく国にはなり得ないと考えますが、厚生労働大臣と内閣のかなめとしての官房長官のお考えを伺い

ます。

安心して子供を産み育てられ、安心して年を重ねられるためには、仕事と家庭の両立が必要です。

合計特殊出生率がひのえうまの年を下回る一・五七になり、一・五七ショックとも言われた一九九〇年ごろから少子化の問題が顕在化しました。

ました。

政府は、そのとき、子育て支援の方策を考えるために、健やかに子供を産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議という非常に長い名前を上げました。しかし、当事者の声を取り入れた支援策が十分とられてこなかったことは、少子化がどんどん進んでいる現状からも明らかです。政府が挙げた方策は、本日質疑をしている育児休業の充実、そして働き方を改め労働時間を短縮すること、保育サービスの充実などです。こうした制度をつくるなどのハードに加えて、ソフトとも言える子育てについての男女の意識改革も含まれています。こうした課題は、十年以上たった今日も一向に改善されていないのではないかとおもいます。

まず、量の確保ばかりに力を入れて、子供を中心とした、子供にとって最善の保育という保育の質がおろそかにされではありません。児童福祉法改正も議論されていますが、この点についての大臣のお考えを伺います。

ます。

また、量の確保ばかりに力を入れて、子供を中心とした、子供にとって最善の保育という保育の質がおろそかにされではありません。児童福祉法改正も議論されていますが、この点についての大臣のお考えを伺います。

のためにも、仕事と家庭の両立が大切だと思います。

最後に、女性と男性の働き方についてのこうし

た観点をどうお考えか、そして、今回の法改正がそのためどの程度役立つか、厚生労働大臣と官房長官に伺います。

少子高齢社会に対応するためにも、重要な法改

正を働く男女の声を反映させるものにすることを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

（拍手）
〔國務大臣坂口力君登壇、拍手〕
○國務大臣（坂口力君） 小宮山議員からの御質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

十三問ほどちよだいをしたというふうに思いますが、それでお答えをしたいというふうに思います。
まず最初に、今回の改正の目的についてのお尋ねがございました。
男女労働者が仕事と家庭を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができます。雇用の分野におきます実質的な男女の機会均等や男女共同参画社会の実現のためにも重要な課題でございます。御指摘をいただきまことに、とおりでござります。

また、近年の少子化の進展の背景として、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることが強く指摘されているところでございます。働きながく子供を産み育て、そして雇用環境を整備し、仕

保育の充実については、小泉内閣は、待機児をゼロにする、三年で十五万人保育所にはいれる子供の数をふやすことを掲げています。ところが、いまだにその具体策は明らかになっていません。

どのようにして受け入れる子供をふやすのか、厚生労働大臣、具体的にお答えいただきたいと思いま

事と子育ての両立の負担を軽減することは、少子化対策の一環としても重要な、そしてまた喫緊の課題であると考えているところでございます。今回の改正は、こうした課題に適切に対処するためのものとして認識をいたしております。

男性の育児休業の取得促進についてお尋ねがございました。

育児休業取得者に占める男性の割合が低い水準にあります背景には、固定的な性別役割分担意識でござりますとか、職場優先の企業風土から事業主やあるいは職場の理解が不足している現状等があるというふうに考えております。

このようなことから、今回の改正法案におきまして、固定的な性別役割分担意識の解消でありますとか、職場優先の企業風土の是正を図り、仕事と家庭の両立を容易にするために国が意識啓発を行ふことを盛り込んでいるところであります。法案が成立いたしました暁におきましては、男性の育児休業の取得促進に配慮をした広報啓発などを積極的に行っていきたいと考えております。

子供の看護休暇につきまして、御自身の経験等も踏まえて御質問をいただきました。

子供の看護休暇制度につきましては、将来的には請求権とすることが望ましいという点につきましては、私も議員と同じ認識を持っております。しかしながら、現在のところ事業所におきます看護休暇制度の普及率がまだ非常に低いこと等を考えますと、一足飛びにこれを請求権とするのでは

なくて、まずは努力義務規定を設けて着実に一步を踏み出すことが重要であると考えているところでございます。

また、衆議院の修正で追加されました三年後の見直しにつきましては、改正後の育児・介護休業法の施行状況を十分に勘案しながら、子供の看護休暇制度などにつきまして総合的な検討を行う所存でございます。

それから、期間雇用者への適用についてのお尋ねでございますが、育児・介護休業制度は、育児や介護を理由とする雇用の中止を防ぎ、その継続を図ることを目的とするものでありますことから、雇用期間があらかじめ定められている期間雇用者をその対象とするとはなかなかなりません。

また、努力義務規定に基づきまして各事業所において導入する看護休暇制度の日数につきましては、現状において年間に子供の病気のために休んだ日数を見ますと、女性労働者は五日以内が三分の一を占めておりますが、こうした現状等も踏まえながら、労使間で適当な日数について話し合つて決めていただきことが適当であると考えているところでございます。

また、看護休暇制度の普及についてのお尋ねがございましたが、子供の看護休暇制度の普及につきましては、事業主に対する啓発、指導を積極的に展開いたしますとともに、平成十四年度概算要に盛り込んだ子の看護休暇制度を設けた事業主に対する助成措置を活用しながら、早期に制度が導入されるよう労使の取り組みを促してまいりました。

事業主が育児休業中の労働者の代替要員を確保しやすくなることは、育児休業をとりやすい職場

環境の整備という観点からも重要なと考えております。このため、平成十二年度より、育児休業中の労働者の代替要員の確保等を行う事業主に

深夜業の制限についてのお尋ねもございました。

深夜業の制限は、深夜において家に子供以外にだれもいない状況を避ける趣旨から設けられたものであることから、子供を育児することができる同居の家族がいる場合にはこれを請求できないこととなっております。この制度は、平成十一年四月に施行されたばかりでありますことから、まずは制度の定着に努める時期であると考えております。この制度の活用も含め、代替要員の確保が進むよう環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

それから、期間雇用者への適用についてのお尋ねでございますが、育児・介護休業制度は、育児や介護を理由とする雇用の中止を防ぎ、その継続を図ることを目的とするものでありますことから、雇用期間があらかじめ定められている期間雇用者をその対象とするとはなかなかなりません。

育児休業等の取得を理由として、解雇のみならず、減給したり、退職金や賞与の算定に当たり休業期間を超えて勤かなかつたものとして取り扱うことや、あるいは正社員からパートタイム労働者への身分変更を行うことなどは不利益取り扱いに該当するものと考えております。法案が成立した暁には、不利益取り扱いの判断に当たっての考え方を指針で明らかにして、各事業所において育児休業等を理由とした不利益な取り扱いが行われないよう十分周知、指導をしてまいりたいと考えております。

転勤の配慮義務についてのお尋ねもございました。

育児や介護を行う労働者に係る転勤配慮の内容といったしましては、労働者の育児や介護の状況を

把握することや労働者本人の意向をしんしゃべることなど重要であると考えているところであります。

男女ともに安心して能力を發揮するためには、
批准した国際条約の実効性の確保についてお尋ね
がございました。

報 (号外)

都市部を中心とする保育所の入所待機への対応は喫緊の課題でありますため、本年七月の閣議決定を踏まえまして、平成十四年度において保育所を中心に五万人の受け入れ児童数の増が図られるよう概算要求を行っているところでございます。また、十四年から十五・十六年まで三年間で十五万人ふやすことにいたしております。また、この人数をふやすことを中心にして、その質の低下が起らぬないように配慮をすることも当然でございますので、十分な配慮をしていきたいと考えてまいります。

今回の育児・介護休業法の改正は、働きながら子供を産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することを目的とするものであり、ILO百五十六号条約の趣旨の実現

最後に、仕事と家庭のバランス、女性と男性の働き方と今回の法改正との関係についてのお尋ねがございました。

今回の改正法案におきましては、男は仕事、女性は家事、育児といった固定的な性別役割分担意識でありますとか、職場優先の企業風土の是正を図るための意識啓発の規定や、あるいは時間外労働の制限を初めとする仕事と子育ての両立の負担を軽減するための措置等に関する規定を盛り込んでいます。

援策などを積極的に進めていく必要があると認識をいたしております。

政府といたしましては、本年七月六日に、仕事と子育ての両立支援策の方針について閣議決定を行い、両立ライフに向けた職場改革の実施等、当面進めるべき取り組みを盛り込んだところでございます。これに基づく必要な施策の推進及び措置の実施を行ってまいる所存でございます。

次に、仕事と家庭のバランス、女性と男性の働き方と今回の法改正との関係についてお尋ねがござ

(國務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)
○國務大臣(柳澤伯夫君) ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
我が国の銀行等は相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が銀行等の財務面の健全性や、ひいては銀行等に対する信認及び金融システムの安定性に影響を与えるかねない状態にあります。

このため、法律が成立しました暁には、仕事と家庭のバランス、女性と男性の働き方について広く意識の改善を図ることができ、また、子育てをしながら働き続けやすい環境が整備をされて、女性の能力発揮を促進する上で重要な役割を果たす

今回の法改正は、このような意識啓発を行うことも含めまして、子育てをしながら働き続けやすい環境を整備するための制度改革を行うものでございます。したがいまして、男女共同参画社会の

このような状況にかんがみ、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による保有株式の処分の円滑を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

ものであると考えて いるところです。 以上、御質問いたきましたことにお答えをさせていただきました。(拍手)

実現のために重要な役割を果たすものと認識しております。(拍手)

以下、その大要を申し上げます。

〔國務大臣福田康夫君登壇、拍手〕

（第三回）　「お、一層多くあるんだよ。」

資本に相当する額を保有してはならないこととしております。なお、この措置は平成十六年九月三十日から適用することとしており

ます。一問だけでございます。

○議長(井上裕君)　この際、日程に追加して、

ますが、一定以上の株式等を保有している銀行等及びその子会社等が主務大臣の承認を受けたとき

に批准した国際条約の実効性を確保する必要性についてお尋ねがございました。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。」
即ち議論の問題として挙げておられました。

は、その適用を一定期間猶予することとしており
ます。

で参画する社会を構築することは重要な課題でございます。ILO百五十六号条約などの国際条約

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。柳馨
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第二に、この制限の実施に伴う銀行等による保有株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格の著しい下落を通じて信用失去の懸念に重大な

の実効性を確保するため、仕事と子育ての両立支

金融担当大臣。

枝葉が生ずることがないようにするため、根元等

平成十三年十一月一日 参議院会議録第八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

明) 議事日程追加

五

〔國務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手。〕

保有株式取得機構を設立し、同機構が株式の買い取り等の業務を行うことにより銀行保有株式の処分の円滑を図るなど、所要の措置を講ずることとしております。

以上、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

峰崎直樹君

○峰崎直樹君(登壇、拍手) 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について質問いたします。

小泉総理は、十月四日の衆議院予算委員会で、我が国は金融機関と金融庁はマーケットから疑惑を持たれています。そこで柳澤金融担当大臣にお伺いしますが、我が国の金融行政に関する最高責任者は一体どなたなんでしょうか。私の認識では、内閣府設置法及び金融庁設置法で、それは内閣総理大臣とされているはずですが、いかがですか。

ところで、なぜ我が国は金融機関と金融庁はマーケットから疑惑を持たれているのでしょうか。政府は、不良債権処理は峠を越えたという大本営発表を何度も繰り返し、そのたびにそれが

真っ赤なうそであったことがばれたこともあるで

しょう。しかし、金融行政の最高責任者である総理が全く他人事のように傍観をし、金融担当大臣が過去の失政を暴かれるのを恐れて何もせず、金融担当大臣と財務大臣と経済財政政策担当大臣がばらばらな姿勢であるということが最大の原因であります。

竹中大臣、それぞれお答えください。

歴代自民党政権は、株価PKOに代表される市場原理への政府の介入という禁じ手ばかりを繰り返してまいりました。その結果、市場原理はゆがめられ、金融機関も本当の競争力を失い、不良債権問題は我が国経済にとって最大の桎梏になりました。にもかかわらず、銀行等保有株式取得機構による銀行保有株式の買い取りを企図した本法律案が政府から提出され、さらには、整理回収機構、RCCの機能強化と称する不良債権の国家的飛ばし策が与党内で検討されているということに、私は我が国資本主義の危機を感じないわけにはいきません。柳澤金融担当大臣は、市場原理をゆがめるこれらの政策について、かつては反対していましたが、なぜ賛成に転じられたのですか。なぜ賛成に転じられたのか、その理由をお聞かせください。

以下、本法律案の内容について順次お伺いいたしました。

まず、この法律の目的です。第一条には、銀行による株式売却に伴う市場へのインパクトを緩和することともに、銀行経営の健全性を維持するとい

う趣旨の文言が並べられています。しかし、金融

行政の誤りを率直に認め、抜本的な危機管理策を実行に移すべきではありませんか。柳澤金融

担当大臣及び市場を重視してこられた竹中大臣に御所見をお伺いいたします。

の健全性を維持できないのであれば、これまでの

者すなわち銀行の健全性の維持にすることは明白です。こうした禁じ手まで出さなくては銀行経営

が進一步悪化するだけではありませんか。柳澤金融担当大臣及び市場を重視してこられた竹中大臣に御所見をお伺いいたします。

かどうかという問題です。

機構には、銀行界から役職員が派遣されるところを聞きしています。すなわち、銀行から株を買取る機構は銀行の支配下にあり、機構は、金融再編により普通銀行とグループ化された信託銀行に株式の管理を委託することになるわけです。これでは出来レースではありませんか。倒産したマイカルが個人投資家向けに九百億円の社債を発行したりとも、社債管理会社となつた銀行がちやつかりと融資を回収していたのではないかという話もあります。インサイダー取引、相場操縦、総会屋へ

し、柳澤金融担当大臣から納得のいく御説明を受けてみたいと思います。あわせて、民主党が提案して

います日本版SEC法について早急に制定すべきと考えますが、大臣、いかがでございましょうか。

次に、特別勘定による買い取り資金に対し一兆円の政府保証を付与することについてお伺いいたします。

言つまでもなく、株は上がることもあります下が

ることもあります。であれば、機構に株式を売却する銀行は、できるだけ株価が下がりそうな株式ばかり選ばうとするインセンティブが働きます。その結果、機構の財産はどんどん食いつぶされ、いずれ債務超過に陥るであろうことは想像にかた

くありません。本法律案では、機構の解散時に機構が債務超過であればその不足分を政府が補てんすることとされており、要是最大二兆円の国民負担が発生するおそれがあるわけです。一方、もし幸運にも機構に財産が残れば銀行に分配されます。もうけは銀行で山分け、損が出れば国民にツケ回し、これがこの法律案の正体なのであります。このような不公平な話が許されるのでしょうか。柳澤金融担当大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、このスキームが本当に機能發揮するのかどうか、お伺いしたいと思います。

本法律案は、森前内閣の政策を継承したものであり、初めて構想が出たときから厳しい批判に

らされてきました。金融庁も否定的見解を繰り返し、法案化が決まってからも、自分たちはできるだけかわらないように、表向き民間が自主的にやるものであるという形にしようと努めてきたわけであります。こうした不幸な生い立ち、そして余りにも筋の悪いスキームであるがゆえに、さすがの銀行界も余り活用する気はないと漏らしておられます。要するに、機能發揮する見込みはないと行政の信頼回復のためにも、このような法律案は直ちに撤回する方が得策であります。これらの点について、柳澤金融担当大臣の御見解をお伺いいたします。

先ほども述べましたが、私は、政府が市場原理をゆがめる禁じ手まで出さなくては銀行経営の健全性を維持できないという事実が、今や抜本的な対策を講じる段階にまで来ていることを雄弁に物語っています。そして、こうした事態を招いた最大の原因が、九八年のあの金融国会以降も金融機関に厳格な資産査定と十分な引き当てを課すという大原則を踏み外したことになります。私たち民主党議員とともに政策新人類と言われた日銀出身のある自民党議員が、つい最近、こう述べておられます。三年前の早期健全化法は厳格な評価抜きに健全行をさらに健全にするという国家的フィクションだった。もう一度申し上げます。国家的フィクションであった。まさにそのとおりだと思います。

柳澤金融担当大臣は、金融機関の資産査定と引き当ては適切に行われていると強情にも言い続けでござりました。しかし、当の銀行自身からそれを否定する発言が飛び出し、倒産した企業が不良債権に分類されていなかつたことが発覚し、与党の有力議員もフィクションだったということを認め、総理もまた金融当局がマーケットから疑念を持たれていると公言している今、柳澤金融担当大臣の論理は完全に破綻をしています。通常の金融検査に加え、わざわざ特別検査なるものを実施せざるを得なくなつたのも、それを裏づけるのではありませんか。

この際、柳澤金融担当大臣は、みずから失政を率直に認め、潔く責任をおとりになるべきと考えますが、いかがでございましょうか。

私は、この二年間の金融失政により、再び金融危機が顕在化してきたことを大変憂慮しています。今そこにある危機は、金融システム全体の過少資本問題による金融仲介機能の喪失です。問題を解決能力のない政府・与党は、特別検査は適当に、一定の経過期間を経て、決済業務を行うため、金融機関の株式保有を原則として禁止をする措置を講ずる。

第三に、証券市場に対する信頼を回復するため、不公正取引に対する罰則を厳格化するとともに、証券取引等監視委員会を金融庁から独立させ、証券取引委員会、日本版SECに改組し、監視体制を強化する。

第四に、バブル崩壊後の金融行政を総括するたまに、国会に金融問題監視院、いわゆる日本版ペコラ委員会を設置し、金融犯罪・不祥事の真相究明と責任追及を行う。

第五に、金融政策について、ハイペーインフレ債値格の暴落、長期金利の急騰であり、日本經濟

のと異なる分掌管理事務というものが割り当てられておって、それを担当する大臣として金融担当大臣が任命されておりまして、そこには大きな权限と責任が担わされているというふうに解しているところでございます。

(号) 報官

第一番目でございますが、不良債権の処理に関して、金融機関と金融厅に対してマーケットの一部から疑惑が持たれているという御発言の御指摘がございましたが、これは主として、マクロ的な分析をマーケットの方々がやりまして、その結果と比較して、金融厅の発表するあるいは金融機関が発表する不良債権の状況とどうかといったようなことであるとか、あるいは債務者企業に対する市場の評価とのタイムラグを中心とするそれが原因であるというふうに私どもはこう思っているところでございます。

前者につきましては、つまりマクロ分析との差について、市場に対し、例えば金融検査について、これはもう必然的にミクロの手法によるわけでございますので、それが一体どういうふうに行われているかということについて説明を行うなどして理解を求めるここといたしております。それからまた、後者につきましては、これは特別検査というふうに銘打ちましたけれども、このような新たな検査手法をとることによってこのずれを縮小する、解消するということにいたしましたところでございます。このような努力によつてマーケットからの疑惑の解消に努めていく考えで

ございます。

第三番目は、銀行等保有株式取得機構の設立を提案し、またRCCの機能強化に賛成する理由についてお尋ねがございました。

まず、取得機構については、株式の保有制限とワンセットで一つのシステムとして導入されるものであります。

第三番目は、銀行等保有株式取得機構の設立を提案し、またRCCの機能強化に賛成する理由についてお尋ねがございました。

まず、取得機構については、株式の保有制限とワンセットで一つのシステムとして導入されるものであります。そこで、保有制限のことで銀行等による株式の処分が円滑に進められるよう市場売却を補完するセーフティーネットとして設立されるものでございます。機構が市場原理をゆがめるのではなくかとの点につきましては、銀行等が保有している株式を機構に売却するか市場に売却するかはそもそも任意でございますし、また、機構による買い取りは時価で行うということが決められておりますから、このような指摘、市場の歪曲を招来するとの御指摘は当たらないものと考えております。

次に、RCCの機能強化につきましては、先

般、金融再生法の改正案が議員提出法案として国会に提出されたと承知をいたしております。これ

によりますと、このRCCの買い取り価格も時価によるものとされておりますから、不良債権の国際的な飛躍であるとの御指摘は当たらないものと考えております。

民主党が提案している日本版SEC法案につい

てのお尋ねがありました。

たびたび議論が出ておるわけでございますけれ

ども、我々としては、金融コンソーシアムの出現といった金融の担い手の一体化や金融商品の業態のあるいは商品の壁を超えた一体化といった流れを踏まえますと、銀行、証券、保険の各分野を横断的に所管する金融厅の現体制はこうした流れのままでは、銀行等の保有する株式の円滑な処分に資するという目的として機構が設立されたものでございます。機構は、ETFや投資信託の組成、さらには自社株取得への対応のための買

伴う銀行等による株式の処分を円滑に進めるため

のセーフティーネットとして機構を設立するものでございます。これは、公共性を有する信用秩序の維持のために必要なものでございまして、市場原理に対する禁じ手との御指摘も当たらないものと考へております。

機構の公正性の確保についてお尋ねがありまし

たが、機構の役職員等に対しましては本法律で守秘義務が課されておりますほか、機構の業務に関

する重要な事項については、業務の適正な運営を確

保する観点から、機構の役員に加えて金融に関する専門的な知識と経験を有する第三者をも加えて、その方々をもメンバーとする運営委員会とい

うところで審議することとされております。こうしたことを通じて機構の業務の公正性を確保してまいりたい、このように考へている次第であります。

他方、利益が生じた場合には、拠出金に相当する金額までは金融機関に配当しますが、なお残余財産があれば、これは国庫に納付してもらうとい

うことになっておりまして、このように、官民の間における利益と損失の分配は均衡のとれたものにいたしております。もうけは銀行、損失は国民という御指摘は当たらないものと考へております。

今回のスキームはワークしないのではないか、損とか得とかという御議論をなさりながら、またワークしないのではないかとのお尋ねもあつたわけでございますけれども、本法案につきましては、先ほど申し述べるように、株式保有制限を一方につきましては、これに伴つて、それに適合するための銀行等の保有する株式の円滑な処分に資するという目的として機構が設立されただものでございます。機構は、ETFや投資信託の組成、さらには自社株取得への対応のための買

と考へているところであります。

それから、取得機構が最終的に決算を出したときに、もうけは銀行、損が出れば国民にツケを回すのは不公平ではないかとのお尋ねでございますが、本法案では、万一機構に損失が生じた場合には、まずは金融機関の拠出した売却時拠出金、さらには当初拠出金によって補てんをした上で、それでもなお不足する場合に初めて政府による補てんが行われるという順番になつてゐるわけであり

ます。

官報号外

い取りを積極的に行なうほか、相場の状況等によって銀行等による市場での株式処分が円滑に進まないような場合に備えてセーフティーネットとして存在させるという制度でありまして、期待された役割をその意味で存在を含めて果たしていくということを考えて御理解を賜りたいと思っておりました。

金融機関の資産査定と引き当てに関するお尋ねがございました。

これはもう言うまでもない一番基礎的に必要なことでござりますけれども、これまで、金融機関に対する検査は、過去の決算に対してその適正性を検証してくる、こういうシステムでございました。しかし、この方式においては、タイムラグを中心として市場の評価とのずれが大きくなる可能性が現実に一つの出来事で、そういう状況にあるとこを我々考えまして、その状況を改善するため、特別検査を導入し、市場の評価をよりタイムリーに反映するような検査を行うこととした次第であります。

このように、検査手法についても種々改善を進めていますが、銀行の健全性の確保という金融庁の基本的な使命を全うしていくことが私の責任であると考えておる次第であります。

民主党が提案する具体的な主張についてお尋ねがございました。

第一に、不良債権を間接処理するということで

ございますが、私どもとしては、オーバーランス化による最終処理が重要であり、これを推進するために、特別検査の実施等により適正な債務者区分及び償却、引き当てを確保することも、RCCによる不良債権買い取り機能を強化することとしたとしたことでございまして、間接処理だけでは、不良債権の処理が終わると、これは国際社会でも一つの共通の認識として広くとられていました。

第一に、株式保有を原則禁止にするということをございまして、私どもの考え方とほぼ同じ方向性での御提案でございますが、株式の価格変動リスクを銀行等のリスク管理能力の範囲内にとどめることが必要であります。そのため、銀行等の株式保有を制限し適正な規模に縮減することとして、今回、所要の法律案を御審議いただいているところでござります。

第三に、日本版のSECを設置すべきではないかという御提案でございますが、証券市場の構造改革プログラムを私どもとしても策定いたしておりまして、ここでは厳格な行政処分の実施や証券取引等監視委員会の人員増強による監視機能強化等を図ることをいたしております。金融のコングロマリット化等を勘案いたしますと、金融行政の体制というのがいかにあるべきかということについては、現在、国際的にもかなりいろいろな試行錯誤の過程にあるというふうに見るべきと思いま

すが、我々としては、いわゆる日本版SECの設置は適切でないと考えております。

第五に、金融政策につきましては、日本銀行において経済、金融の状況を踏まえつつ、適切に判断されるものと承知をいたしております。

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 峰崎議員から私に対しては三点の御質問をいただきました。

まず、マーケットの疑惑についての御指摘であります。

日本の金融システムにつきましては、現在、かなりの程度安定を取り戻した中で推移しているものと考えておりますが、景気の低迷を背景とする融資先の財務内容の悪化等を背景に不良債権の残高が横ばいで推移しているということ等から、マーケットの疑惑が完全には払拭されていないのではないかという指摘もあることは承知をしております。

このため、さらに不良債権処理を強化するとい

ういますが、私どもとしては、オーバーランス化による最終処理が重要であり、これを推進するため、特別検査の実施等により適正な債務者区分

に

は、国会において御議論いたしました事柄でございまして不良債権問題の抜本的な解決を図ることで、より強固な金融システムが構築されるという規定に基づきまして経営破綻に至った原因の調査が行われているほか、旧経営陣の責任追及も行

ます。

第四に、日本版ペコラ委員会の設置について

に

とおりかと思います。

第五に、金融政策につきましては、日本銀行に

おいて経済、金融の状況を踏まえつつ、適切に判断されるものと承知をいたしております。

以上でござります。(拍手)

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

第六に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。ただし、単に株式の保有制限を導入するとい

うものであります。

第七に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

第八に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

第九に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

第十に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十一に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十二に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十三に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十四に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十五に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十六に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十七に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十八に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

十九に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十一に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十二に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十三に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十四に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十五に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十六に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十七に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十八に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

二十九に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十一に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十二に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十三に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十四に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十五に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十六に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十七に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有してい

るため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、

ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安

定性に影響を与えるかしない状況にあるとい

うものであります。

三十八に、銀行等の株式

したがつて、今回導入する新たな制度は、市場を重視する姿勢を堅持しながらも信用秩序を維持するために必要なものであるということでありまして、市場原理に対する禁じ手という御指摘は当たらないものではないかというふうに考えておりました。

第三点でありますけれども、不良債権の処理と金融システムの改革について、これは提案も含めてお尋ねと御指摘がございました。

この不良債権問題につきましては、日本の経

済、財政の分野における第一の課題というふうに我々も位置づけておりまして、迅速かつ勇敢に取り組むことにしておりまして、先般の改革先行プログラムにおいても、緊急に新たな諸施策を講じるというふうにしたところであります。これらの施策の実施等によって、遅くとも集中調整期間が終了する三年後には不良債権問題の正常化を目指すことにしており、これによって資金の流れが健全化し、有望な新規産業や新市場に資金が円滑に供給されるようになる、まさにリスクとリターンを反映された市場が形成できるというふうに考えております。

一方、日本経済の安定的な成長のためには、国内にあります多額の個人金融資産の効率的な投資が促進されまして、次代を担う新しい産業への資金供給がスムーズになさるということは、これは絶対必要であります。このためには、従来型の間接金融に過度に依存した状況を改善して直接金

融へよりシフトさせるということは、これは重要なことであるというふうに認識をしております。この点についても、したがつて、改革先行プログ

ラムにおいては、個人投資家の証券市場への信頼

向上のためのインフラ整備を推進するというふうにしておりまして、これらの着実な推進が、パラ

ンスのとれた金融構造を通じて、日本経済のダイ

ナミックな成長につながっていくというふうに認

識しています。

なお、金融政策でありますけれども、これは日

本銀行において、経済・物価動向の先行きや政府

における本格的な構造改革の取り組みというのを

踏まえて、デフレ阻止に向けて機動的かつ柔軟な

金融政策運営を行うように期待しているところで

ありますて、そうした中でインフレレーティン

グの是非についても議論を深めていくことが重要

であるというふうに考えております。

最後に、財政金融委員会に出席しろという御指

摘がございました。

これまでにも時間の許す範囲で努力をしてきたつ

もりでございますけれども、一層の努力をこれは

させていただきたいと思っております。

以上、二点についてお答えを申し上げます。

(拍手)

○議長(井上裕君) 峰崎君から再質疑の申し出が

あります。これを許します。峰崎直樹君。

(峰崎直樹君登壇、拍手)

○峰崎直樹君 大変論議をしたいことは委員会に

融へよりシフトさせるということは、これは重要なことであるというふうに認識をしております。

この点についても、したがつて、改革先行プログ

ラムにおいては、個人投資家の証券市場への信頼

向上のためのインフラ整備を推進するというふう

にしておりまして、これらの着実な推進が、パラ

ンスのとれた金融構造を通じて、日本経済のダイ

ナミックな成長につながっていくというふうに認

識しています。

そこで、それではお尋ねするんですが、実は、

たしかあれば衆議院の予算委員会の参考人質疑の

中で、破綻をしたそぞうという百貨店がございま

した。このそぞうが実は、メインバンクの頭取さ

んがそのときに、数年前から実はそぞうは債務超

過であったということをその場で明らかにされた

わけであります。

そういう意味では、もう既に株式市場で五十円

という額面を割ったものがかなり見られます。そ

ういった企業というものが存在していく、そういう

うところは、いや実はよく調べてみると、破綻懸

念先あるいは破綻先ではなくて要注意あるいはあ

る意味では要注意にもなっていない正常先債権

と、こういうふうにもなっているわけであります

て、問題は、その要注意あるいは正常先債権とい

うものに実は大変問題があるのではないかといっ

て、それを指摘されてきて、ようやく今回、そのタ

イムラグとしてしか今は認めておられませんが、

実はそこはタイムラグではなくて、そういうも

のが恒常的に存在しているのではないかといっ

たちは質問をしているわけであります。

改めてその点についてお伺いをしたいと思いま

すし、特別検査をするということに陥つたも

のは恒常的に存在しているのではないかといっ

たちは質問をしているわけであります。

問の中でお聞きしておきたい点がござります。

柳澤大臣に再質問させていただきたいと思いま

すが、先ほど、なぜマーケットから疑惑が持たれ

ているのかという指摘に対しても、民間はマクロの

分析と比較して金融庁発表にはずれがあるので

ないかという点と、債務企業の陥つていくタイム

ラグ、恐らく今回のマイカルの格付が急速に下

がつたということを指されているんだろうと思いま

す。

そこで、それではお尋ねするんですが、実は、

たしかあれば衆議院の予算委員会の参考人質疑の

中で、破綻をしたそぞうという百貨店がございま

した。このそぞうが実は、メインバンクの頭取さ

んがそのときに、数年前から実はそぞうは債務超

過であったということをその場で明らかにされた

わけであります。

二点目は、六番目に質問しました先ほどのいわ

ゆる特別勘定による買取り資金の二兆円の政府

保証をつけることが不公平な形になつていて

はないかということござりますが、形式論理上

は今大臣がお答えになつたようなことで、一見す

ると、政府とそれから銀行側とがどちらも損得を

しないようなそんな感じに形式上はなつてているわ

けであります。

しかし、問題なのは、私が質問で指摘をしたよ

うに、銀行側が出す株というものは本当に将来値

上がりすることができない中身になつていて

りまして、そういう意味で、通常言われているば

ろ株という表現がいいかどうかわかりませんが、

そういうものをやはり出さざるを得ないインセン

ティブがあるがゆえにこういうものが設けられて

いるわけであります。私は、やはり二兆円の政

府支出というのには、これはやはり大きな問題があ

るのではないかということを改めて指摘をして、

これに対する御見解を求めて終わりたいと思いま
す。（拍手）

〔國務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手〕

（号外）報

○國務大臣（柳澤伯夫君）第一問の質問は、マーケットが我が国の金融機関の資産査定あるいはそれに対する金融庁の検査結果、こうしたものに対して疑念を持っている要因として、私は二つほど主なタイプの要因を挙げさせていただきましたけれども、若干ミクロ的な資産査定ということについて例を挙げられまして、そうした食い違いが起つたことが他の問題も大体そういうようなことになっているんじゃないかという類推を呼んで、そこから疑惑が発生しているのではないか、こういう御質問でございました。

具体的な例も、個別企業を挙げられまして、この点については、何と申しますか、さんざん議論をされてきたことでござりますので、私もここで議論させていただいても構わないとは思いますが、この件につきましては、私どもとしては、私どもで整々とした手続を踏んでそれぞれの段階での資産査定をし、そしてその処理の方法を決めてきたということでございます。

それに対しても、確かに今、峰崎議員が御指摘になられたように、メーンバンクの方が突然そういうふうなことを言わされたわけでござりますけれどもそれは承知をしているわけでござりますけれども、そういうことを帳簿の上ではっきりさせてい るわけではございません。そういうようなこと

で、これはもう皆さん、資産の評価というのは非常に見方によって違いますので、そういうような見方を当時しておった人もいるというようなことであつたかというふうに思います。

これは、いずれ皆さんと委員会で議論をしますが、この資産の査定というものといいますか、評価といふのは、あくまでも評価であります、絶対的なものというのはなかなか見出しがたい、見

方によつては、それをある基準でもつてやつてあるという方が現在のやり方でございまして、我々としてはその基準に沿つてやつたということございまして、ぜひ御理解を賜つておきたい、このように思います。

それから第二番目には、峰崎議員もお認めにならされましたように、やっぱり我々の言い分にも一

理あるというような表現をいただいたわけでござりますけれども、これはどこを中心と考え、そ

れぞれの企業の状況を含めると十人に一人という人が失業していると

○議長（井上裕君）大門実紀史君。

以上でございます。（拍手）

〔大門実紀史君登壇、拍手〕

○大門実紀史君 私は、日本共産党を代表して、銀行等保有株式等制限等法律案について質問をいたします。

まず、現在の経済情勢の認識について伺いま

す。

まず、現在の経済情勢の認識について伺いま

す。

完全失業率が過去最悪の五・三%、潜在失業者

を含めると十人に一人という人が失業していると

いうのはまさに非常事態であり、小泉内閣、特に

経済閣僚の責任は重大であります。

ところが、小泉総理や竹中大臣は、構造改革な

くして景気回復なしと壊れたテーブレコーダーの

ように繰り返すだけであります。ほかに言つことはないのでしょうか。これは言いかえれば、景気

対策はやらない、需要対策はやらないということであり、その結果が今回の五・三%という未曾有の失業率を招いたのですではありませんか。

竹中大臣に伺います。

あなたは、過去最悪の失業率となつても、これ

は構造改革を進める上で当然の結果であり、やむを得ないというお考えですか。答弁を求めます。

竹中大臣は、IT不況やテロ、アメリカ経済の失速を理由に骨太方針のシナリオが狂い始めたと衆議院の予算委員会で発言をされました。

しかし、日本経済は、アメリカのテロが起こる前から悪化の一途をたどってきたのであります。

衆議院の予算委員会で発言をされました。

以上でございます。（拍手）

○議長（井上裕君）大門実紀史君。

以上でございます。（拍手）

この間の失業率の増大の最大の要因になつてゐるのが大企業のリストラであります。ことしに

入つて、中小企業では全体として雇用が増加して

います。ところが、従業員五百人以上の大企業では、ことし九月現在で、昨年に比べて四十五万人も削減されている。五ヵ月連続の減少であります。

これは、あなた方が構造改革を唱え、競争力強化、生産性向上のかけ声のもと、大企業のリストラを奨励してきたことの結果にほかなりませ

ん。

小泉構造改革そのものが失業率を悪化させてい

ることについて、竹中大臣は経済政策の担当者と

してその責任をどう考えているのか、明確な答弁を求めてます。

内閣府の消費動向調査でも、現在の需要低迷の最大の原因が国民の雇用不安にあることを認めて

います。しかし、この雇用不安をあおっている張本人は、不良債権の最終処理を掲げ、リストラを奨励、支援してきた小泉内閣自身ではありませんか。今や、小泉構造改革そのものが雇用不安をあ

私は、今の不況はまさに小泉不況の段階に入つたと考えますが、竹中大臣の認識を伺います。

うに大銀行には手とり足とり放漫經營の後始末までつけてあげようというのが今回の法案であります。

官 報 (号 外)

衆議院の参考人質疑では、出席された全国銀行協会の山本会長がこの機構について、一部の銀行を除いて業界としてのニーズはない、我々は市場を売却を中心に考えると発言をされています。当の銀行業界自身が自助努力でやれる、機構なんか要らないと言っているのに、わざわざ公的資金を用意してまで機構をつくる必要がどこにあるのですか。柳澤大臣、明確にお答えください。

現在、自己資本相当額を大きく超えて株式を保

有しているのは一部の大手銀行です。大手銀行十六行のすべてが自己資本相当額を超えて株を保有し、そのうち九行の保有額は一五〇%を超えていきます。機構の買い取り対象となるのは専らこれら一部の大銀行であることは明らかです。自分で株式の売却を進められないほんの一部の大銀行を救うためにわざわざ機構をつくって、その損失を国民が肩がわりする必要がどこにあるのですか。

大銀行は、これまでの株式の含み益を吐き出して莫大な利益を手にしてきました。大手銀行十六行で過去五年間に総額十六兆四千億円を超える株式の売却益、都銀九行だけでも過去五年間で十二兆円もの利益を上げています。これまで株でさんざん利益を上げておきながら、株価が低迷したらその負担は国民に回す、こんなやり方はどう見ても筋が通らないのではないか。それでも国民の理解を得られると柳澤大臣はお考えですか。

法案は、機構をつくる目的を、銀行等による株式の短期間かつ大量処分により、株価の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないようにするとしています。

しかし、この間、銀行が毎年二兆円から三兆円の規模で株式の売却を行っていますが、それが株価の低迷の要因になっていないことは、金融庁の幹部からも、銀行の代表からも、また産業界の代表からも指摘されているではありませんか。それとも、柳澤大臣は、この間の株価の低迷が銀行の株式売却によって引き起された、そのためには著

しい変動を生じさせたとでもお考えなのですか。明確に答弁をしていただきたいと思います。

結局、本法案は、銀行の株式損失のリスクを国民に肩がわりさせようとする以外の何物でもありません。

日本の銀行が抱える不良債権が問題になつてもう十年以上になります。いまだに不良債権はなくならない、むしろこの不況で新しい不良債権がどんどんふえています。幾ら公的資金を銀行に投入しても、結局、問題が解決しないことは既に証明されているではありませんか。

そもそも株価は実体経済を映し出す鏡であります。不良債権をなくすためにも、株価の安定のためにも、大銀行支援に明け暮れるのではなく、実体経済を温めることこそ今求められているのではありませんか。

本法案は、金融のゆがみを一層拡大するものであり、世界でも類のない荒唐無稽な銀行支援策であります。国民には痛みばかり押しつけ、大銀行には至れり尽くせりのメニューを用意する、こういう小泉構造改革そのものを直ちに撤回すべきであることを申し上げて、私の質問を終わります。

(拍手)

○國務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○國務大臣(柳澤伯夫君) 銀行業界自身が自助努力でやれると言つていて、機構をつくる必要があるのかというお尋ねがございました。

政府といたしまして、まずは銀行等がみずから

らの努力によって株式を市場に計画的に売却し、保有制限を達成するよう努めていくべきものと考えておりまして、このことは法案にも明記されています。

しかし、それだけに留まると、銀行等による株式の短期間かつ大量の処分によって株価の著しい変動が起こる、そのことを通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれもある。このような考え方から、こうした事態は避けるべきだ、このように考えて、市場売却を補完するセーフティーネットとして機構を設立することが必要であると考えたわけでございます。

それから、一部の大手行を救うための仕組みではないかとのお尋ねでござりますが、我が国の金融システムは、システムという言葉で表現されますが、事実として大手行を中心に、それとの強い関連のもとで地域銀行等を含め一体のものとして構成されておりますので、直接的には大手行に関連する施策でありましても、その大手行が安定することが地銀等の安定にも資するという、そういうシステムの安定というものはそういうものだということを御理解賜りたいのであります。現に機構の設立についても、このような考え方のもので、できる限り多数の銀行の参加が期待されているところでござります。

それから、株価が低迷したらその負担は国民に回すというやり方は国民の理解を得られないのです。いかというお尋ねがございました。

本法律案は、金融システムの構造改革に向け、銀行等の株式保有のリスクを限定するため、保有制限を課そうということでございました。そういうことをする以上、これに伴う銀行等による株式売却が円滑に進められるように、公的支援を立すことも必要でありまして、それは公共性を有する信用秩序の維持のために必要なものであると考えるわけでございます。

それから、本法案の目的から見て、ここ数年の株価の低迷は銀行の株式売却によるものと認識しているのかというお尋ねでございました。

機構は、新たに、先ほど来申し上げておるとおり、株式保有の制限をするのに伴って、銀行等による株式の処分が円滑に実現するよう、そういうことのセーフティーネットとして設立されていふことは繰り返すまでもないと思います。

株価でござりますけれども、株価はさまざまの要因を背景において決定されているものでございまして、特に短期的な要因というものを特定することは極めて困難であります。市場においてどういうことが言われているかというと、世界的な景気減速による影響、企業業績の先行きに対する懸念、株式市場における需給関係等についても言及される場合が多いわけございまして、私どもとしては、少なくとも短期的には株式の需給というのも価格に影響を与えるということは、これは否定すべくもない、そのゆがみをこの機構によって取り除こうということであることを

ぜひ御理解賜りたいのでございます。

それからその次に、不良債権に関するお尋ねがございました。

金融厅といたしましては、金融機能が十分発揮されるためには、金融システムが安定し、内外からの信認を得ることが必要であるという認識のもとでおつきをいたしました金融再生と早期健全化のための緊急一法というものを活用して、一九九八年度以降この処理に当たってきたところでございます。

不良債権の残高は微増をしておるという御指摘もありましたけれども、これらは早期健全化法に基づく資本增强制度の活用によって、金融機関が積極的な引き当て等を行っております。問題は、その残高が減らないということだけで不良債権問題の解決が進歩していないというのも誤りでし

て、やっぱりその残高が減らないことについては、我々は、これはひとつ直接処理でもって残高の減少にも努めていこうということを新しい施策として打ち出していることあります。御理解を賜りたい。

いづれにせよ、構造改革に資する観点から、不良債権の最終処理への取り組みを一層強化していく必要があると考えております。だからこそ、構造改革を一層進めることが失業問題の長期的な解決の私は玉道であるというふうに考えます。

第一に、アメリカを中心とした外需に依存した経済の見通しがそもそも甘かったのではないかとのお尋ねがありました。

アメリカ経済の動向については、日本経済に大きな影響を与えるものでありますけれども、先行きは不確定要因が多く流動的であることから、今後日本経済を見通すに当たっても一定の前提を置くことがどうしても必要になります。

以上でございます。(拍手)
〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹中平蔵君) 大門議員から四点、私

に質問をいたしましたと 思います。まず、失業率についてのお尋ねがありました。

九月の完全失業率五・三%、過去最高の水準であります。有効求人倍率〇・五七倍、前月より〇・〇二ポイント低下ということであります。雇用情勢は大変厳しいというふうにもちろん私も認識しております。

しかしながら、重ねて申し上げますが、このようないく間にあってこそ、規制改革等の制度改革を積極的に推進するなど、構造改革を加速させることにより雇用創出に努めることが極めて重要であるというふうに考えます。

失業率上昇の大きな要因は、長年にわたって構造改革がむしろおくれてきたからであって、グローバル社会での日本経済の競争力が低下したからであるというふうに考えます。だからこそ、構造改革を一層進めることが失業問題の長期的な解決の私は玉道であるというふうに考えます。

第三点、失業率の上昇は構造改革の結果生じたものではないかというお尋ねがありました。

失業率が五・三%、これはもう先ほど申し上げたとおりでありますけれども、このような厳しい状況から再生するためには、やはり構造改革なくして成長なしの決意のもとで、潜在的な成長力を生かして、構造改革を強力、迅速に行なうことが重要であるというふうに考えております。

しかしながら、同時に政府としては、構造改革に伴って生じる痛みに耐え得るようなセーフ

日本は、六月の基本方針策定と同時に再生シナリオを私たち発表しておりまして、その中で、今後二、三年は平均してゼロないし一%程度の低い成長になることを甘受しなければならないということを申し上げました。この時点で、世界経済は減速し、アメリカ経済は既に弱いものになつてしましましたけれども、海外経済の減速が長期化しないという想定のもとでこのような見込みを示したものであります。

当時、アメリカ経済は弱い状態にあり、減速をしながらも一部に底がたい動きが見られ、消費者心理に下げどまりの兆しが見えておりましたことからこのような想定を置いたところであります。そこで、その時点での見通しが甘かつたというふうには考えておりません。

なお、経済は日々刻々動くものでありますから、状況判断に当たっては、十分に情報収集に努力して分析した上で適切な判断をしていきたいというふうに考えております。

第三点、失業率の上昇は構造改革の結果生じたものではないかというお尋ねがありました。

失業率が五・三%、これはもう先ほど申し上げたとおりでありますけれども、このような厳しい状況から再生するためには、やはり構造改革なくして成長なしの決意のもとで、潜在的な成長力を生かして、構造改革を強力、迅速に行なうことが重要であるというふうに考えております。

しかしながら、同時に政府としては、構造改革に伴って生じる痛みに耐え得るようなセーフ

ティーネットを整備するということも重要な課題というふうに考えております。このため、先般、産業構造改革・雇用対策本部において総合雇用対策として総合的な施策パッケージを取りまとめたところでありますし、この中に盛り込まれた施策のうち、特に急いで取り組むべきものについては改革先行プログラムに纏り込んだところであります。

政府としては、今後とも引き続いて、雇用に係るセーフティーネットの整備に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

第四点として、構造改革が景気を厳しくしている原因なのではないかというお尋ねであります。

御指摘の消費動向調査においても、確かに雇用環境に関する意識の悪化が見られております。このような厳しい経済状況から日本を再生するためにも、先ほど申し上げたとおり、やはり構造改革を進めなければいけないという決意のもとで、日本経済の潜在的な成長力を生かして、民需主導の自律的な経済成長を達成してまいりたいというふうに考えております。

改革工程表に盛り込んだ施策のうち、緊急のものについては、補正予算の措置も含めまして改革先行プログラムとして既に取りまとめております。これらに従い構造改革を加速するとともに、工程表に従って着実に改革を進めることが私たちの責務であるというふうに考えております。

以上、四点についてお答えを申し上げます。

(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

その詳細は会議録に譲ります。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し池田幹幸委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長山下八洲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山下八洲夫君登壇、拍手〕

○山下八洲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

反対

投票総数
二百一十三
賛成
一百六
十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第一 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長高野博師君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高野博師君登壇、拍手〕

○高野博師君 ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、ワールドカップサッカー日韓共催大会の開催を来年五月に控え、いわゆるブーリガン対策等が求められていることから、我が国で開催される国際競技会等の円滑な実施を妨げる目的をもって暴行等を行う外国人を上陸拒否及び退去強制の対象とするとともに、外国人犯罪の現状にかんがみ、刑罰法令違反者等に係る退去強制事由を拡大し、あわせて入国審査官による事実の調査に関する規定の整備等を行つものであります。

委員会におきましては、銀行業への異業種参入の評価、主要株主の適格性基準の明確化の必要性、主要株主を100%以上の株式所有者とする根拠、機関銀行化の弊害防止のための大口信用供与規制のあり方、普通銀行本体で信託業務を解禁す

官 報 (号 外)

い
ま
す。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いまして、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
す。 [投票終了]

投票總數
贊成

反対 よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手) ○

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日は、これにて散会いたしま
す。

午前十一時四十五分散会

卷之三

平成十三年十一月一日 参議院会議録第八号

		出席者は左のとおり。
議員	岩本 莊太君	森 ゆうこ君
副議長	井上 裕君	森 英輔君
議長	本岡 昭次君	吉田 博美君
議員	遠山 清彦君	山内 俊夫君
	高橋紀世子君	野上浩太郎君
	渡辺 孝男君	佐々木知子君
	外添 要一君	日出 基之君
	大江 康弘君	伊達 俊哉君
	山本 保君	仲道 郁夫君
	松岡満壽男君	藤井 勝年君
	阿南 一成君	伊達 忠一君
	平野 貞夫君	山下 光英君
	鶴保 康介君	岩城 勉君
	西岡 武夫君	岩城 次夫君
	森本 晃司君	岩城 駿介君
	日笠 勝之君	高橋 光英君
	尾辻 秀久君	山崎 郁夫君
統	草川 訓弘君	山崎 力君
扇	白浜 昭三君	森下 博之君
泉	千景君	山崎 義雄君
	月原 茂皓君	河本 英典君
	入澤 鶴岡	北岡 秀二君
	浜田卓一郎君	中島 真人君
	浜四津敏子君	上野 公成君
	洋君	大島 慶久君
		中島 真人君
		片山虎之助君
		松田 岩夫君
		狩野 安君
		吉村剛太郎君
		山崎 正昭君
		市川 一朗君
		野間 起君
		溝手 顯正君
		太田 豊秋君
		服部三男雄君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君
		清水 達雄君
		小野 清子君
		宮崎 秀樹君
		鴻池 祥肇君
		景山俊太郎君
		阿部 正俊君
		山下 英利君
		大野つや子君
		国井 正幸君
		世耕 弘成君
		金田 勝年君
		矢野 哲朗君
		加藤 紀文君
		佐藤 泰三君
		佐藤 清水嘉与子君
		倉田 寛之君
		坂野 重信君
		上杉 光弘君
		久世 公堯君
		斎藤 十朗君
		竹山 裕君

小川 敏夫君	小宮山洋子君	烟野 君枝君	山本 正和君	文教科学委員	辞任	補欠
武見 敬三君	本田 良一君	広中和歌子君	千葉 景子君	農林水産委員	神本美恵子君	岡崎トミ子君
山本 孝史君	郡司 彦君	山下八洲夫君	長谷川 清君	同日憲法調査会において選任した幹事は次のとおりである。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	予防接種法の一部を改正する法律案
小川 勝也君	齋藤 効君	川橋 幸子君	吉川 春子君	同日本院は、衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、山花郁夫君外五名提出)
平田 健二君	朝日 俊弘君	佐藤 道夫君	市田 忠義君	宮本 岳志君	市田 忠義君	同日本院は、衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。
若林 正俊君	篠瀬 進君	佐藤 泰介君	吉岡 吉典君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	労働者災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第一号)
小林 元君	柳田 稔君	円 より子君	市田 忠義君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、労働者災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第一号)
江本 孟紀君	江本 五月君	江田 直嶋	法務大臣	坂口 力君	幹事 市川 一朗君 (武見敬三君の補欠)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
北澤 俊美君	江田 正行君	直嶋 正行君	厚生労働大臣	福田 康夫君	幹事 加藤 紀文君 (野間赳君の補欠)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
輿石 東君	角田 義一君	井上 哲士君	(内閣官房長官)	柳澤 伯夫君	幹事 亀井 郁夫君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
勝木 健司君	勝木 健司君	岡崎トミ子君	(国務担当大臣)	幹事 谷川 秀善君	幹事 高橋 千秋君 (堀利和君の補欠)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
松井 孝治君	松井 孝治君	宮本 岳志君	(経済財政政策担当大臣)	竹中 平蔵君	幹事 高橋 千秋君 (堀利和君の補欠)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
井上 哲士君	井上 哲士君	池口 修次君	内閣府副大臣	村田 吉隆君	幹事 高橋 千秋君 (堀利和君の補欠)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
山根 隆治君	山根 隆治君	紙 智子君	厚生労働副大臣	南野知恵子君	幹事 高橋 千秋君 (堀利和君の補欠)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
大門実紀史君	羽田雄一郎君	田嶋 陽子君	内閣府副大臣	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	児童福祉法の一部を改正する法律案(第百五十回国会、金田誠一君外五名提出)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
羽田雄一郎君	木俣 佳丈君	谷林 正昭君	厚生労働副大臣	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
木俣 佳丈君	小泉 親司君	紙 智子君	内閣府副大臣	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	電源三法交付金事業である刈羽村源土運動広場に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五号)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
木俣 佳丈君	佐藤 雄平君	田嶋 陽子君	厚生労働副大臣	同日本院は、電気通信事業紛争処理委員会委員に香城敏麿君、田中建二君、富沢木実君、森永規彦君及び吉岡睦子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
高嶋 良充君	高嶋 良充君	八田ひろ子君	内閣府副大臣	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に星野進保君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
井上 美代君	井上 美代君	藤井 俊男君	内閣府副大臣	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
伊藤 基隆君	伊藤 基隆君	西山登紀子君	内閣府副大臣	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
林 紀子君	林 紀子君	今泉 昭君	内閣府副大臣	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
大脇 雅子君	大脇 雅子君	今井 幹幸君	内閣府副大臣	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
堀 利和君	堀 利和君	岩佐 恵美君	内閣府副大臣	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
峰崎 直樹君	峰崎 直樹君	今井 澄君	内閣府副大臣	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
総務委員	総務委員	岡崎トミ子君	内閣委員	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
辞任	辞任	神本美恵子君	内閣委員	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
補欠	補欠			同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
市田 忠義君	市田 忠義君			同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
宮本 岳志君	宮本 岳志君			同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

銀行法等の一部を改正する法律案

(銀行法の一
部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改める。

第七章 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節
通銀款 款銀款 款銀款 款銀款 款銀款 款銀款 款銀款
主第則督督則持則督督則主第則督理務則行則監雜業業行則株則監

(小字及び一は衆議院修正)

る者を含む。以下同じ。)であつて、第五十二条の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の株式の所有者と

みなして、第七章の二第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規定を適用する。

一 法人でない団体(法人に準ずるものとし

て内閣府令で定めるものに限る。」〔該法人でない団体の名義をもつて所有される銀

行の株式の数

内閣府令で定めるところはより連絡してその計算書類その他の書類を作成するもの

とされる会社(次号において「連結基準対象会社」という。)であつて、その連結する会社

会社」の「」をもつて、その連續する会
社その他の法人(前号に掲げる法人でない

団体を含む。以下この項において「会社等」という。)のうち、銀行を含むもののうち、

他の会社の計算書類その他の書類に連結さ

れる会社以外の会社 当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして

内閣府令で定めるところにより計算される

三 連結基準対象会社以外の会社等(銀行の 数)

株式の所有者である会社等に限り、前号に

掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。)が会社等集団(当該会

社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していふ二三の他の

汽船の過半数を所有していることその他
当該会社等と密接な関係を有する会社等と
して内閣銀行等、三井、三菱、三洋、大日本、三井、

して内閣府令で定める会社等の集団をい

う。以下この項において同じ。)に属し、かつ
つ、当該会社等集團が当該会社等集團に属
する全部の会社等の所有する一の銀行の株
式の数を合算した数(以下この号及び次号
において「会社等集團所有株式数」という。)
が当該銀行の主要株主基準値以上の数であ
る会社等集團(以下この号及び次号におい
て「特定会社等集團」という。)である場合に
おいて、当該特定会社等集團に属する会社
等のうち、その会社等に係る議決権の過半
数の所有者である会社等が、当
該特定会社等集團に係る会社等集團所有株
式数

四 特定会社等集團に属する会社等のうちに
前号に掲げる会社等がない場合において、
当該特定会社等集團に属する会社等のうち
その貸借対照表上の資産の額が最も多い会
社等 当該特定会社等集團に係る会社等集
團所有株式数

五 銀行の株式の所有者である会社等(第一
号から前号までに掲げる者を含む。以下こ
の号において同じ。)に係る議決権の過半數
の所有者である個人のうち、当該個人がそ
の議決権の過半数の所有者である会社等が
それぞれ所有する一の銀行の株式の数(当
該会社等が前各号に掲げる者であるとき
は、それぞれ当該各号に定める数)を合算
した数(当該個人が当該銀行の株式の所有
者である場合にあつては、当該合算した数
に当該個人が所有する当該銀行の株式の数
を加算した数。以下この号において「合算
株式数」という。)が当該銀行の発行済株式
の総数の百分の二十以上の数である者 当

該個人に係る合算株式数
、銀行の株式の所有者(並

金行の株式の所有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その所有する当該銀行の株式の数(当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)と、その共同所有者(銀行の株式の所有者が、当該銀行の株式の他の所有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の所有者(当該株式の所有者が第一号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をいう。)の所有する当該銀行の株式の数(当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)と合算した数(以下この号において「共同所有株式数」という。)が当該銀行の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者、共同所

響力を表すものとして内閣府令で定めると
ころにより計算される数

第二条第十一項の規定は、前項各号の場合
において同項各号に掲げる者が所有するもの
とみなされる株式及び株式又は議決権の所有
者が所有する株式又は議決権について準用す
る。

段の定めがあるものを除くほかを「前項及び他の法律に定めるもののほか、銀行は」に改めること。

門関連業務及び保険専門関連業務のいづれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。

銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。

第八条中「支店」を「日本において支店」に、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に、「代理店」を「日本において代理店」に改め、同条に次の二項を加える。

2 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。外国において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

3 銀行は、代理店を設置しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十二条の二第二項中「銀行は、前項に規定する業務以外の業務に關しても、他の法律に別

第十三条第一項中「第五十二条の六第一項」を
「第五十二条の二十一第一項」に改める。

第十三条の二中「銀行の子会社」の下に「、当
該銀行の銀行主要株主を加える。」

第十六条第一項中「無人の営業所」の下に「に
おいて臨時にその業務の全部又は一部を休止す
る場合」を加え、「定める営業所」を「定める場
合」に改める。

第十八條の二第一項第八号を次のように改め

八 次に掲げる業務を専ら営む会社(イ)に掲げる業務を當む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、口に掲げる業務を當む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を當む会社(保険専門関連業務を當むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を當む会社(証券専門関連業務を當むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専

門関連業務及び保険専門・関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。)

第八号に掲げる会社(特定従属会社を除く)並びに同項第九号及び第十一号を、「第八号及び第十号」に改め、同条第七項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改める。

(従たる外国銀行支店の設置等)

第四十七条の二 外国銀行支店は、従たる外国銀行支店の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けるなければならない。

銀行が外国銀行支店を設けている場合は、当該銀行支店。以下この条において同じ。)」を加える。

「第七章の二 銀行持株会社」を「第七章の一 株主」に改める。

第七章の二第一節から第五節までの節名を削る。

第五十一條の十四を第五十一條の三十とし、第五十二条の十一から第五十一條の十三までを十六条ずつ繰り下げ、第五十二条の十を第五十二条の二十六とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 經理

第五十二条の九中「この章」を「この節」に改
へ、同二三二条第一項第一号の「三十日」を「三十日

第五十二条の八第四項第一号及び第二号中
「同条を第五十二条の二十五とする。」

「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七

第一項に改め、同項第三号中「第五十一条の二」

第三項たたし書」を「第五十一條の十七第三項た
ゞ」に書き改め、同項第一項第一句「第二」を「一

「がし書」は改め 同項第五号中 第五十一條の十

め、同項第六号中「第五十二条の十九第二項」を

「第五十二条の三十五第二項」に改め、同項第七

号中「第五十二条の十九第三項」を「第五十二条

の三十五第三項」に改め、同条第八項中「第二条

第九項」を「第二条第十一項」に改め、同条を第

五十一一条の一十四とする。

第五十二条の七第三項中「第五十二条の十九

第一項」を「第五十一一条の三十五第一項」に改

め、同条を第五十一条の二十三とする。

第五十二条の六を第五十二条の一十一とす

第三回

第五十一条の五第一項中 第五十一条の七第一項各号

「項目名」を「第五十二条の二十三第一項答申」に改り、同条を第五十二条の二十一とする。

は改め 同条を第五十二条第一項の規定するものとし、同

第三章 田舎第三章の二十九

合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の銀行株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該

銀行株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した

場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該

後の一基準日における株式所有割合が当該

当該銀行株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の一月の末日において株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として

内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合 当該月末日の属する月の翌月十

五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日ににおける株式所有割合が当該変更報告書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の一基準日における株式所有割合が当該

四 前二号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定める内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

4 第二条第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。

(訂正報告書の提出命令)

第五十二条の五 内閣総理大臣は、第五十二条の二第一項、第五十二条の三第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるとき

は、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この

場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第五十二条の六 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めることは、当該職員に当該提出書類を提出した銀行株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該銀行株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 銀行主要株主に係る特例

(銀行株式大量所有者による報告又は資料の提出)

第五十二条の七 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めることは、当該職員に当該提出書類を提出した銀行株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該銀行株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(銀行主要株主に係る認可等)

第五十二条の九 次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者にならぬよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主

要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する株式会社になろうとする会社、同項に規定する持株会社を除く。)は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になるとする者による銀行の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

2 当該株式の所有者にならうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第四条第一項の免許の取得得

3 その他政令で定める取引又は行為

4 第二項各号に掲げる取引又は行為以外の事由

により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者にならぬよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主

要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する株式会社になろうとする会社、同項に規定する持株会社を除く。)は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になるとする者による銀行の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

2 当該株式の所有者にならうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第四条第一項の免許の取得得

3 その他政令で定める取引又は行為

4 第二項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者にならぬよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。当該措置によることなく銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者に対する措置を講ずることを命ずることができる。

第五十一条の十 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主による報告又は資料の提出を求めることができる。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主による報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行主要株主に対する立入検査)

第五十二条の十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行の主要株主が銀行の発行済株式の総数の五十分を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。)の業務又は財産の状況(銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。)に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求がある銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である場合においては、(法人申請者等)による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有の状況を含む。)に照らして、当該申

の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者である。

ハ 法人申請者が、銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

イ 第二款 監督

(銀行主要株主による報告又は資料の提出)

第五十二条の十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主(銀行の発行済株式の総数の五十分を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。)の業務又は財産の状況(銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。)に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずる。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(銀行主要株主に対する措置命令)

い。

ことができる。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行主要株主が

その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。(銀行主要株主に係る認可の取消し等)

第五十二条の十五 内閣総理大臣は、銀行主要

株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したときは公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二条の九第一項若しくは第二項た

だし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 銀行主要株主は、前項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(第二款 雜則)
(外国銀行主要株主に対する法律の適用関係)
第五十二条の十六 銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて外国人又は外国法人であるもの(以下この条において「外国銀

行主要株主」という)に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他の適用に関する事項は、政令で定める。

第五十三条第一項第一号中「第十号」を「第九号」に改め、同項第七号中「議決権のあるものに限る。」を削り、「百分の五十」を「百分の五」に、「議決権のあるものに限る。次項において同じ。」が一の会社銀行及び銀行持株会社を除く。」を「が一の株主」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 銀行主要株主(銀行主要株主であつた者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するとときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。い。

一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。

二 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者となつたとき。

三 銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき、第五号の場合を除く。)

四 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき(前号及び次号の場合を除く。)。

五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。)又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 前項に規定するもののほか、第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項において「主要株主認可」という。)については、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る銀行を子会社とすることについて第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可是、効力を失う。

第五十三条第三項第一号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項第三号中「第五十二条の七第一項第七号」を「第五十二条の二十三第一項第七号」に、「第五十二条の二十三第一項第七号」を「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第五項」に改め、同項第四号中「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第二項」に、「第五十二条の七第三項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

4 第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び前項第八号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の株式について準用する。

第五十五条第一項中「銀行又は」を「銀行、銀行主要株主(第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。)又は」に、「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に、「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に、「第五十二条の十七第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第六号中「第五十二条の三十四第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第七号中「第五十二条の三十四第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に、「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十二条の十五第一項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

第五十七条の二第一号中「第五十二条の十八第一項」に、「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第五十七条の二第一号中「第五十二条の十八第一項若しくは第三項」を「第五十二条の三十四第一項若しくは第四項」に改める。

(長期信用銀行主要株主に係る認可等)
第十六条の二の二 次に掲げる取引若しくは行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値(銀行法第二条第九項(定義等)に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。)以上の数の株式の所有者になろうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第十六条の二の四第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び長期信用銀行を子会社としようとする長期信用銀行持株会社を除く。)は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

一 当該株式の所有者になろうとする者による長期信用銀行の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該株式の所有者になろうとする者がそぞうの主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者(国等並びに長期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第一項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第二十七条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該長期信用銀行の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四

項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になくなつたときは、遲滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

5 第十三条の二第三項の規定は、前各項の場合において長期信用銀行主要株主(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて、第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは第二項ただし書の認可

を受けているものをいう。以下同じ。)及び定主要株主が所有する株式について準用する。

第十六条の二の三 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的そ

の他の当該申請者による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況(当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、長期信用銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第十六条の四第一項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同項第八号中「第五十二条の八第一項」を「第五十二条の二十四第一項」に改め、同条第三項中「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第一

項に改める。

第十七条中「第一条から第四条まで(目的、定義等、営業の免許)」を「第一条から第三条まで(目的、定義等)」第四条(営業の免許)に、「第五十二条の二、第五十二条の三第一項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)」を「第五十二条の二(銀行等の株式所有に係る届出書の提出)、第五十二条の九、第五十二条の十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の二十三(銀行持株会社の子会社の範囲等)」に改め、「長期信用銀行について」の下に「銀行株式大量所有者に係るものにあつては長期信用銀行株式大量所有者について」の下に「銀行株式大量所有者に係るものにあつては長期信用銀行株式大量所有者について」の下に「銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所持者について」を加える。

第十一条第一項中「又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二第一項)を、「長期信用銀行主要株主(第十六条の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。)又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。)又は長期信六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 前項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項において「主要株主認可」という。)につ

りては、当該主要株主認可に係る長期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る長期信用銀行を子会社とすることについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可是、効力を失う。

第二十三条の二中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中第十六条の二第一項を「第十六条の二の四第一項」に改め、同条第二号中「第十六条の二の四第三項」を「第十七条」を「第十六二条の二の四第五項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第十七条に「第五十二条の十八第二項」を「第五十二条の三十四第二項」に改める。

第二十四条中「第五十二条の十八第一項若しくは第三項」を「第五十二条の三十四第一項若しくは第四項」に改める。

第二十五条中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同条第三号中「第五十二条の十一」を「第五十二条の二十七」に改め、同条第三号を「第五十二条の二十八」に改め、同条第三号の三中「第五十二条の十三第一項」を「第五十二条の二十九第一項」に改め、同条第四号中「若しくは第五十二条の十五第一項」を「第五十二条の二十一第一項」に改め、同条第二号中「銀行法」の下に「第八条第一項」を加え、「第五十三

十一第一項」に改め、同条第五号中「若しくは第五十二条の十六第一項」を「第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項若しくは第五十二条の三十一第一項」に改め、同条第八号中「第一条の三十二第一項」を「第五十二条の十八第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に改め、「若しくは清算人」の下に「、長期信用銀行株式大量所有者があつた者を含み、長期信用銀行株式大量所有者が法人(銀行法第三条の二第一項第一号(定義等)に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、以下この条において同じ。)であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人、長期信用銀行主要株主(長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は銀行法第五十二条の十五第二項の規定によりて同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

四の二 第十六条の二の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつたとき又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつた者を含み、長期信用銀行株式大量所有者が法人(銀行法第三条の二第一項第一号(定義等)に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、以下この条において同じ。)であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人、長期信用銀行主要株主(長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は銀行法第五十二条の十五第二項の規定によりて同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

四の三 第十六条の二の二第二項の規定に反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

四の四 第十六条の二の二第四項の規定による命令に違反して長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は銀行法第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

五 第二十七条第五号を次のように改める。

五 第十六条の二第一項、第十六条の二の二第一項若しくは第十六条の二の四第二項若しくは第四項の規定若しくは銀行法第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項の規定若しくは銀行法第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、

五 第二十九第一項に改め、同条第四号中「若しくは第五十二条の五第一項」を「第五十二条の五第一項若しくは第五十二条の六の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚

偽の提出若しくは届出をしたとき。

「第二十七条第七号中「を含む。」若しくは「を含む。」、第十六条の二の二第一項若しくは「第二項ただし書若しくは」に、「第八条」を「第八条の三十五第一項」に改め、同条第八号中「第八条」を「第八条第二項」に改め、同条第九号中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の八第一項」に改め、同条第十号中「第五十二条の八第一項」を「第五十二条の二十四第一項」に改め、同条第十一号中「第五十二条の八第三項」

を「第五十二条の二十四第三項」に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条の十七第一項の」を、「第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の」に、「若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項」を、「第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条的第一項若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一項から第十五項までを次のよう
に改める。

且次中「(第一條・第二條)」を「(第一條—第二條の二)」に、「第八條」を「第八條の二」に

「第十章

に改める。

この法律において「保険主要株主」とは、保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所
有者(他人(仮設人を含む。)の名義をもつて所
有する者を含む。以下同じ。)であって、第二
百七十二条の十第一項の認可を受けて設立する

内閣府令で定めるところにより連結して
その計算書類その他の書類を作成するもの
とされる会社(次号において「連結基準対象
会社」という。)であつて、その連結する会
社その他の法人(前号に掲げる法人でない
団体を含む。以下この項において「会社等」
という。)のうちに保険会社を含むもののうち
他の会社の計算書類その他の書類に連
絡される会社以外の会社 当該会社の当該
保険会社に対する実質的な影響力を表すも
のとして内閣府令で定めるところにより計
算される数

集團所有株式數

四 特定会社等集団に属する会社等のうち前に号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

五 保険会社の株式の所有者である会社等

三 連結基準対象会社以外の会社等(保険会社の株式の所有者である会社等に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く)が会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以「ト」この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の所有する一の保険会社

八、保険会社の株式の所有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その所有する当該保険会社の株式の数(当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)とその共同所有者保険会社の株式の所有者が、当該保険会社の株式の他の所有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当

2

該保険会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の所有者(当該株式の所有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をいう。)の所有する当該保険会社の株式の数(当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同所有株式数」という。)が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上(二十分の一)の数である者 共同所有株式数

(取締役の適格性)

第八条の二 保険会社の常務に従事する取締役は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

第八十六条第五項を次のように改める。

5 相互会社は、組織変更計画書において、次

に掲げる事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号)に属する事項を記載す

二二条の第一項後半に掲げた事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を

除く。)を記載しなければならない。

一 組織変更後の株式会社の資本の額

総額変更後は発行する株式の総数及び客
面株式を発行するときは、一株の金額

三 社員に対する割当てにより発行する株式

の総数及び額面又は無額面の別並びに発行

金額

五四 株員に対する株式の割当てにより生ずる

一株に満たない端数に係る部分につき新た

に発行する株式の売却の方法その他売却に

六、組織変更後における保険契約者の権利

関する事項

七 組織変更剰余金額に関する事項

八 組織変更をする時期その他内閣府令で定められた事項

第六章

「、当該保険会社の保険主要株主」を加える。

第一百六条第一項第九号を次のように改める。

九 次は掲げる業務を専ら當む会社(イ)に掲

式の所有者でなくなつたとき(第五号の場合を除く)。

四 保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき(前号及び次号の場合を除く)。

五 解散したとき、設立、株式移転、合併(当該合併により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る)又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む)。

六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第二百七十二条の十七に次の二項を加える。

3 第二条第十五項の規定は、第一項第六号及び前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた保険主要株主又は保険持株会社の株式について準用する。

第二百七十二条の三の三第十一項第一号及び第二百七十二条の三第十一項第一号の二十二とし、同条の前に次の節名を付する。

第四節 雜則

第二百七十二条の十六を削る。

第二百七十二条の十五第五項中「第二百七十二条の四第一項」を「第二百七十二条の十九第一項」に改め、同条を第二百七十二条の三十一とし、同条の前に次の款名を付する。

第五款 雜則

第二百七十二条の十四第一項及び第二項中

「第二百七十二条の三第一項」を「第二百七十二条の十八第一項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第二百七十二条の三第一項」を「第二百七十二条の十八第一項」に改め、同项第三

号中「第二百七十二条の三第三項ただし書」を「第二百七十二条の四第一項第三号中「第二百七十二条の三第一項」に改め、同項第四号中「第二百七十二条の三第一項」を「第二百七十二条の十八第一項」に、「前項」を「第二百七十二条の六第三項各号」を「第二百七十二条の六第三項各号」に改め、同条を第二百七十二条の三第三項各号」とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第二百七十二条の三十とする。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であるときは、当該措置を講じた日を第二百七十二条の十第一項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

（保険主要株主に係る規定の準用）
第二百七十二条の二十 第二百七十二条の十七の規定は、保険会社を子会社とする持株会社であつて外國の法令に準拠して設立されたものについて準用する。

第二款 業務及び子会社

第二百七十二条の三第三項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の二項を加える。

第一条の二十八とし、第二百七十二条の十一を第二百七十二条の二十九とし、第二百七十二条の十二を第二百七十二条の二十九とし、第二百七十二条の十一を第二百七十二条の二十九とし、第二百七十二条の十二を第二百七十二条の二十九とし、第二百七十二条の三十一を第二百七十二条の三十一とし、同条の前に次の節名を付する。

第二百七十二条の十を第二百七十二条の二十二とし、第二百七十二条の九を第二百七十二条の二十二とし、第二百七十二条の八第一項中「この節及び次節」を「この款及び次款」に改め、同条を第二百七十二条の二十四とする。

第二百七十二条の七を第二百七十二条の三とし、同条の前に次の款名を付する。

第二款 経理

第二百七十二条の六第六項中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改め、同条を第二百七十二条の二十二とする。

第二百七十二条の五を第二百七十二条の二十一としとする。

第二百七十二条の二十一 第二百七十二条の十七の規定は、内閣府令で定めるところにより、保険株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ)以内(所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「保険株式所有届出書」という)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(保険株式大量所有者の所有する当該保険株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である保険会社又は保険持株会社の株式の数を、当該保険会社又は当該保険持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ)に

第三節 保険持株会社に係る特例

第一款 通則

第十章の二に第一節及び第二節として次の二節を加える。

第一節 通則

(保険会社等の株式所有に係る届出書の提出)

第二百七十二条の三 一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(第二百七十二条の十において「国等」という。)を除く。以下この章及び第三百三十三条において「保険株式大量所有者」といふのは、内閣府令で定めるところにより、保険株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ)以内(所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「保険株式所有届出書」という)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(保険株式大量所有者の所有する当該保険株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である保険会社又は保険持株会社の株式の数を、当該保険会社又は当該保険持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ)に

関する事項、取得資金に関する事項、所有

の目的その他の保険会社又は保険持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む。)及びその代表者の氏名

四 事業を行っているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 第一条第十五項の規定は、前項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(保険株式所有届出書に関する変更報告書の提出)

第一百七十二条の四 保険株式大量所有者は、第一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は第一の保険持株会社の発行済株式の総数の五を超える数の株式の所有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があった場合(株式所有割合の変更については、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。)には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書(以下この条及び次条において「変更報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株式所有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株式所有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

告書を提出する者は、短期間に大量の株式を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めることにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

3 保険株式所有届出書又は変更報告書(以下この節において「提出書類」という。)を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかるらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(保険株式所有届出書等に関する特例)

第一百七十二条の五 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者(うち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が所有する株式で当該株式の発行者である保険会社又は保険会社の事業活動を支配することを所有の目的としないもの(株式所有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び所有の態様その他的事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象株式」という。)に係る保険株式所有届出書は、第二百七十二条の三第一項の規定にかかわらず、株式所有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該株式の所有状況に該する事項であって、内閣府令で定めるものを記載したものと、内閣府令で定めるものにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 特例対象株式に係る変更報告書(当該株式が特例対象株式以外の株式になる場合の変更に係るものを除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の保険株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該保険株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があった場合(当該後の一基準日の属する月の翌月十五日)

二 当該保険株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の一月の末日ににおいて株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合(当該末日の属する月の翌月十

五日)に準ずる場合として内閣府令で定める場合(当該後の一月の末日の属する月の翌月十五日)

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした(三月ごとの月の末日をいう。)。

4 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。(訂正報告書の提出命令)

五百一十二条の六 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三第一項、第二百七十二条の四第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に對し、訂正報告書の提出を命ずることができ。この場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

五百一十二条の七 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重

要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をし

た者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法

第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

(保険株式大量所有者による報告又は資料の提出)

第二百七一条の八 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせるために必要な重

要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した保険株式大量所有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険株式大量所有者に対する立入検査)

第二百七一条の九 内閣総理大臣は、提出書

類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した保険株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に關し質問させ、又は当該保険株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させ

ることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

第一節 保険主要株主に係る特例

第一款 通則

(保険主要株主に係る認可等)

第二百七一条の十 次に掲げる取引若しくは行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になろうとする者又は

保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限り

八第一項に規定する持株会社になろうとする者(国等並びに第二百七一条の十

八第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び保険会社を子会社としようとする保険持株会社を除く)は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

一 当該株式の所有者になろうとする者によ

る保険会社の株式の取得(担保権の実行その他)の内閣府令で定める事由によるものを除く。

二 当該株式の所有者になろうとする者がそ

の主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第三条第一項の免許の取

得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者(国等並びに保険持株会社及び第二百七一条の十八第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条

及び第二百三十二条において「特定主要株主」という)は、当該事由の生じた日の属する当該保険会社の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という)までに保険会社の主要

株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなりよう、所要の措置を講じなければならない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置によ

り保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会

社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者

による会社を含む)の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

口 法人申請者等及びその子会社(子会社

の主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第三条第一項の免許の取

得

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照

らして、保険業の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあって

第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあっては、

次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「法人申請者等」という)による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社(子会社の主要株主基準値以上の数の株式を所有する会社を含む)の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、保険業の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあって

は、次に掲げる基準に適合すること。

は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に閑する事項、所有の目的その他、当該申請者による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況、当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保險
求等)

主要株主に対する改善計画の提出の要

る行為をしたときは、当該保険主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該保険主要株主の第二百七十二条の十第一項告ぐる。

は、次に掲げる基準に適合すること。
取得資金に関する事項、所有の目的その他、当該申請者による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

口 当該申請者の財産の状況(当該申請者が事業を行ふ者である場合においては、取支の状況を含む。)に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

当該申請者が、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険主要株主に対する立入検査)

第二百七十二条の十三 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険主要株主の事務所その他の施設に立ち入りらせ、当該保険会社若しくは当該保険主要株主の業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は当該保険主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならぬ。

(保険主要株主に対する改善計画の提出の要求等)

第二百七十二条の十五 内閣総理大臣は、保険主要株主(保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。)の業務又は財産の状況(保険主要株主が会社その他の法人である場合にあっては、当該保険主要株主の子会社その他の当該保険主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む)に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該保険主要

る行為をしたときは、当該保険主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該保険主要株主の第二百七十二条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である保険主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 保険主要株主は、前項の規定により第二百七十二条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社の主要株主基準以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第二百七十一條の十四 内閣総理大臣は、保険

(保険主要株主による報告又は資料の提出)

第二百七十二条の十二 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第一百一十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険主要株主に対

し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に鑑み参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
(保険主要株主に対する立入検査)
第二百七十二条の十三 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社の主要株主基準額以上の数の株式の所有者である保険主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社若しくは当該保険主要株主の業務若しくは財産の状況に鑑み質問させ、又は当該保険主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならぬ。
(保険主要株主に対する措置命令)
第二百七十二条の十四 内閣総理大臣は、保険主要株主が第二百七十二条の十一各号に掲げる基準(当該保険主要株主に係る第二百七十二条の十第一項又は第二項ただし書の認可に第三百十一条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあっては、当該条件を含む。)に適合しなくなつたときは、当該保険主要株主に対し、措置を講すべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

(保険主要株主に対する改善計画の提出の要
求等)

る行為をしたときは、当該保険主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該保険主要株主の第二百七十二条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である保険主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 保険主要株主は、前項の規定により第二百七十二条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社の主要株主基準値以上上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

号中「第一」百七十二条の十四第一項を「第一」百七十二条の三十第一項に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第二」百七十二条の十一条第一項を「第二」百七十二条の三十第一項を「第二」百七十二条の三第一項を「第二」百七十二条の十一条の十八第一項に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第一百七十二条の十六第一項の規定により第一百七十二条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

第三百七条第三項中「平成五年法律第八十八号」を削る。

第三百十二条第一項中「第一百七十二条の二」を「第一百七十二条の九、第二百七十二条の十三、第一百七十二条の二十八」に改める。

第三百十二条の二第一項第一号中「第一百七十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第一百七十一条の三十第一項若しくは第四項」に改める。

第三百十二条の三第一項第一項第二号中「第一百七十二条の三第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十二条の十五第一項」を「第一百七十二条の十第一項若しくは第二項ただし書、第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十二条の三十一第一項」に改め、同項第三号中「第一百七十二条の十三又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第一百七十二条の六、第二百七十二条の七、第二百七十二条の十第四項、第二百七十二条の十四第一項、第二百七十二条の十五、第二百七十二条の二十六第一項、第二百七十二条の十八第五項、第二百七十二条の二十九又は第二百七十二条の三

め、同条第三号中「若しくは第二百七十二条の二第一項」に改
十二第一項」を「、第二百七十二条の九第一項、
第二百七十二条の十三第一項若しくは第二百七
十二条の二十八第一項」に改め、同条第七号中
「第二百七十二条の十四第一項」を「第二百七
一条の三十第一項」に改め、同条第八号中「第二
百七十二条の三第一項」を「第二百七十二条的十
八第一項」に改める。
第三百三十三条第一項中「機構の役員」の下に
「、保険株式大量所有者保険株式大量所有者が
保険株式大量所有者でなくなった場合における
当該保険株式大量所有者であった者を含み、保
険株式大量所有者が法人（第二条の二第一項第
一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四
号を除き、以下この項において同じ。）であると
きは、その取締役、監査役、代表者、管理人、
支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保
険主要株主（保険主要株主が保険主要株主でな
くなった場合における当該保険主要株主であつ
た者を含み、保険主要株主が法人であるとき
は、その取締役、監査役、代表者、管理人、支
配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定
主要株主（特定主要株主が保険会社の主要株主
基準値以上の数の株式の所有者でなくなった場
合における当該特定主要株主であつた者を含
み、特定主要株主が法人であるときは、その取
締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務
を執行する社員又は清算人）」を加え、同項第一
十六号中「第二百七十二条の五第一項」を「第二
百七十二条の二十一第一項」に改め、同項第三
十四条中「第二百一十七条」を「第二百一十七号第一

項に、「第二百七十二条の十七」を「第二百七十二条の三十二第一項若しくは第二項」に改め、同項第三十五号中「第二百七十二条の十三」を「第二百七十二条の二十九」に改め、同項第五十三号中「第二百七十二条の三第三項又は」を「第二百七十二条の三第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の五第一項若しくは第四項、第二百七十二条の五第二項若しくは第二項、第二百七十二条の六、第二百七十二条の七、第二百七十二条の十第三項又は第二百七十二条の十八第一項若しくは」に、「届出」を「提出若しくは届出」に改め、同項第五十四号を同項第五十八号とし、同項第五十四条中「第二百七十二条の六第一項」を「第二百七十二条の二十二第一項」に改め、同号を同項第五十七条とし、同項第五十三条の次に次の三号を加える。

五十四 第二百七十二条の十第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になったとき又は保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

五十五 第二百七十二条の十第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき。

規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)第四十七条第一項の規定により新銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新銀行法第四十七条第一項の規定により新銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなされる外国銀行以外の外国銀行は、この法律の施行前においても、当該外国銀行が受けていた免許に係る外国銀行支店のうち一の外国銀行支店を新銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店として定め、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届け出ることができる。

3 この法律の施行前に前項の規定による届出を行った外銀であって、この法律の施行の際現に旧免許を受けているものは、施行日において新銀行法第四十七条第一項の規定により新銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(銀行の株主に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第二節の規定を除く。)の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第二節の規定を除く。)の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行は、当該他の銀行の株式の所有につき、施行日に新銀行法第五

十二条の九第二項ただし書の認可を受けたものとみなす。

(長期信用銀行の株主に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する長期信用銀行の株式の所有者に対する第一条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という。)第十六条の二から第十六条の二

の三までの規定及び新長期信用銀行法第十七条において長期信用銀行株式大量所有者又は長期

信用銀行主要株主について準用される新銀行法の規定の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新長期信用銀行法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該長期信用銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の長期信用銀行法第十三条の二第六項又は第七項ただし書の認可を受けて他の長期信用銀行を子会社としている長期信用銀行は、当該

他の長期信用銀行の株式の所有につき、施行日に新長期信用銀行法第十六条の二第一項の認可を受けたものとみなす。

(銀行の株主に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第二節の規定を除く。)の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第二節の規定を除く。)の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行は、当該他の銀行の株式の所有につき、施行日に新銀行法第五

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の保険業法第一百六条第四項又は第五項ただし書の認可を受けて他の保険会社を子会社としている保険会社は、当該他の保険会社の株式の所有につき、施行日に新保険業法第二百七十二条第一項に規定する登録社債等(次に掲げる要件のいずれをも満たすものに限る。)については、附則第一条第一号に定める

(定期信用保険の株主に関する経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の信用金庫法第三十七条第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(労働金庫等の決算関係書類に関する経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の労働金庫法第三十九条第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

信託財産として所有する同条の規定による改正後の信託業法(以下この条において「新信託業法」という。)第十条第二項に規定する登録社債等(次に掲げる要件のいずれをも満たすものに限る。)については、附則第一条第一号に定める

(定期信用保険の株主に関する経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

2 信託会社が第九条の規定の施行の際現に信託財産として所有する新信託業法第十条第三項に規定する登録国債(次に掲げる要件のいずれをも満たすものに限る。)については、附則第一条第一号に定める日において当該信託会社が当該登録国債につき信託の登録を受けたものとみなして、信託法第三条第一項の規定を適用する。

この場合において、信託会社が信託の本旨に反して当該信託財産を処分したときは、受益者は、同法第三十一条ただし書の規定にかかわらず、処分の相手方及び転得者においてその処分が信託の本旨に反することを知っていたとき又は重大な過失によってこれを知らなかつたとき限り同条の規定による取消しをすることができる。

一 当該登録国債につき、附則第一条第一号に定める日前に、当該信託会社が、内閣府令、財務省令で定める登録を、新信託業法第十条第三項に規定する内閣府令、財務省令の定めることと同一の方法により信託財産である旨を明示して行っていたこと。

二 当該登録国債につき、前号の登録をした時から附則第一条第一号に定める日の前日までのに他の登録(国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第三条の質権の登録その他の中閣府令、財務省令で定める登録を除く。)がなされていないこと。

三 第九条の規定の施行の際、内閣府令、財務省令で定めるところにより当該登録国債が信託財産であることが明示されていること。
前二項の規定は、金融機関の信託業務の兼営

等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む同項に規定する金融機関について準用する。

(金融機関が営む信託業務に関する経過措置)

第十一条 第十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて同項の金融機関が営む信託業務に対する第十条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の適用については、同法第一条第一項中「業務(政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

第十二条 信託業務を兼営する銀行で第十二条の規定の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいたものについては、同条の規定による改正後の宅地建物取引業法第七十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 信託業務を兼営する銀行で第十二条の規定の施行の際現に不動産特定共同事業を営んでいるものについては、同条の規定による改正後の不動産特定共同事業法の一部改正による改正措置

とができる。

(処分等の効力)

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によつこととされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)は、政令で定め

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第十七条 投資信託及び投資法人に関する法律

(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号ホ及びヘ中「信託会社等」を「信託会社(信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。)」に改める。

第十八条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一二十四号(「(外國銀行支店の免許等)」を「(外國銀行の免許等)」に、「営業所の数」を「免許件数」に、「箇所」を「一件」に改め、同号(三)イ中「銀行の」を「銀行の外國における」に改め、同号(二)ロ中「銀行の」を「銀行の外國における」に、「又は」を「又は外國における」に改め、同号(十)を同号(十一)とし、同号(十一)を同号(十二)とし、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)を同号(八)とし、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)を同号(六)とし、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)の次に次のように加える。

口 銀行法第四十七条第一項に規定する外國銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任するこ

(四) 銀行法第四十七条の二(從たる外國銀行支店の設置等)の規定による次に掲げる認可

イ 銀行法第四十七条第一項に規定する外國銀行の支店の設置の認可

ロ 以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)

支店の数	一万円
一箇所につき十五	円 一箇所につき九万

官報号(外)

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のよう改定する。

第二条第六項中「第五十条第一項」の下に「、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第五十五条第一項」を加える。

第五条第三項中「昭和二十八年法律第二百一十七号」を削る。

第十条第三項第一号中「五分の四」を「三分の十七号」に改める。

第二十三条第一項中「労働金庫法第五十二条」の下に「(同法第五十五条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 労働金庫法第五十五条第六項(合併等の決議に係る通知及び第五十五条の二(総会と総代会の関係)の規定は、労働金庫の転換について準用する。

(預金保険法の一部改正)

第二十条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改定する。

第一条第五項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改め、同項第二号中「第五十二条第十一項」を「第五十二条第十七項」に改め、同項第四号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同項第八号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改める。

(持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十一条 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二百二十号)の一部を次のよう改定する。

附則第十条中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十二条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百二十一号)の一部を次のように改定する。

第二十三条 第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

第二十四条 第二項中「第五十二条の二第一項」を「第五十五条第一項」を「第五十五条第二項」に改める。

(検討)

第二十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新銀行法、新長期信用銀行法及び新保険業法の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案して格段の配慮をすべきである。

第一ワールドカップサッカー日本大会の開催に当たっては、過去の開催国を始め諸外国との十分な情報交換に努め、あらゆる事態を想定しつつ、警察など関係機関の連携を密にして警備係の制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月一日

参議院議長 井上 裕殿 法務委員長 高野 博師

委員会の決定の理由 要領書

本法律案は、我が国で開催される国際的な競技会等の円滑な実施を妨げる目的をもつて暴行等を行う外国人等を上陸拒否及び退去強制の対象とするとともに、外国人犯罪の現状にかんがみ、刑罰法令違反者等に係る退去強制事由を拡大し、併せて入国審査官による事実の調査に関する規定の整備等を行うものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

右 国会に提出する。

平成十三年十月二十六日 内閣総理大臣 小泉純一郎

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

ること。

三 フリーガン等対策に当たっては、NGO(非政府組織等が行う活動への過度の制約とならないよう、その運用に十分配慮すること)。

四 外国人の上陸又は在留に係る審査のための事実の調査に当たっては、調査対象者のプライバシーの保護等人権にも十分配慮すること。

五 難民支援が緊急の課題となっている現状にかんがみ、国内における難民認定申請に際し、その手続がより一層迅速かつ適切に行われるよう、その体制整備等に努めること。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

な事項の報告を求めることができる。

第六十一条の三第二項第四号中「難民の認定に
関する」を「第五十九条の二第一項及び第六十一条
の二の三第一項の規定に基づく」に改める。
第六十九条の二を第六十九条の三とし、第六十
九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の一 出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めることにより、地方入国管理局長に委任することができる。ただし、第二十二条第一項(第二十一条の二第四項(第二十二条の三)において準用される場合を含む。)、第六十一条の二の二第一項及び第六十二条の二の五に規定する権限については、この限りでない。

（施行期日）
附 則
1 この法律は、平成十四年三月一日から施行する。

この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)第五条第一項第九号の二の規定は、この法律の施行前に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ一(若しくは第一条ノ三)(刑法第二百二十二条又は第二百六十二条に係る部分を除く。)の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せら

れた者には、適用しない。

新法第二十四条第三号の規定は、この法律の施行前に、他の外国人に不正にこの法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という)第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しく

又は旧法第四章第一節若しくは旧法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者には、適用しない。

信の旅行商に
から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、
第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十
六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴

若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十二条に係る部分を除く。)の罪又は盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せられた者には、適用しない。

新法第二十四条第四号の三の規定は、この法律の施行前に、本邦において行われた国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあって

は、区の区域内若しくはその近傍の不特定若

しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊した者は、適用しない。

投票者氏名	賛成者氏名	日程第一 銀行法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)
小斎平敏君	阿南 一成君	阿部 正俊君
國井 顯雄君	愛知 治郎君	荒井 正吾君
久野 一君	有馬 朗人君	有村 治子君
北岡 秀二君	井上 吉夫君	泉 信也君
河本 英典君	市川 一朗君	入澤 肇君
金田 勝年君	尾辻 國臣君	岩城 光英君
景山俊太郎君	大仁田 浩美君	上杉 光弘君
加納 時男君	太田 豊秋君	小野 清子君
加治屋義人君	加藤 紀文君	大島 慶久君
鈴木 仁君	狩野 安君君	大野つや子君
倉田 寛之君	片山虎之助君	扇 千景君
沓掛 哲男君	亀井 郁夫君	
久世 公堯君	木村 仁君	

平成十三年十一月一日

參議院會議錄第八號

投票者氏名

脇 雅史君
伊藤 基隆君
朝日 俊弘君
池口 修次君

朝日俊弘君

白浜
一良君

高野 博師君
鶴岡 洋君

日程第一 出入国管理及び難民認定法の一部を
正する法律案(内閣提出)

四六

脇 雅史君	伊藤 基隆君	江田 今井	池口 修次君	朝日 俊弘君
岩本 司君	小川 勝也君	小川 敏夫君	江本 孟紀君	今泉 昭君
大塚 耕平君	北澤 俊美君	木俣 勝木	海野 徹君	海野 徹君
岡崎トミ子君	神本美恵子君	健司君	江本 小川	江本 小川
元君	元君	佳丈君	敏夫君	敏夫君
小林	東君	彰君	巨泉君	大橋
櫻井	雄平君	充君	洋子君	小宮山
鈴木	千秋君	寛君	洋子君	洋子君
佐藤	正昭君	泰弘君	高嶋	高嶋
高橋	羽田雄一郎君	正光君	良充君	良充君
谷林	平田 健二君	佐藤 道夫君	齋藤 劲君	齋藤 劲君
辻	藤原 哲郎君	千葉 博之君	棟葉賀津也君	棟葉賀津也君
内藤	正司君	景子君	高嶋 義一君	高嶋 義一君
羽田	正司君	千葉 博之君	角田 義一君	角田 義一君
平田	正司君	景子君	谷 博之君	谷 博之君
福山	正司君	千葉 博之君	直嶋 正行君	直嶋 正行君
藤原	正司君	千葉 博之君	長谷川 清君	長谷川 清君
本田	良一君	廣中和歌子君	角田 義一君	角田 義一君
山本	孝史君	藤井 俊男君	谷 博之君	谷 博之君
篠瀬	進君	利和君	直嶋 正行君	直嶋 正行君
山下	八洲夫君	峰崎	長谷川 清君	長谷川 清君
魚住	裕一郎君	松井	角田 義一君	角田 義一君
薺科	満治君	柳田	谷 博之君	谷 博之君
木庭	健太郎君	若林	直樹君	直樹君
風間	昶君	荒木	利和君	利和君
		秀樹君	峰崎	峰崎
		清寛君	松井	松井
		稔君	柳田	柳田
		隆治君	若林	若林
		たまさき君	荒木	荒木
		草川	加藤	加藤
		昭三君	修一君	修一君

高野	鶴岡	洋君	白浜	統
遠山	清彦君		浜田卓二郎君	
浜津敏子君			日笠	勝之君
弘友	和夫君		福本	潤一君
松	あきら君		森本	晃司君
山口那津男君			山下	栄一君
山本	香苗君		山本	保君
大渕	絹子君		大脇	雅子君
田嶋	陽子君		福島	瑞穂君
山本	正和君		大江	康弘君
田村	秀昭君		西岡	武夫君
平野	貞夫君		平野	達男君
椎名	素夫君		森	ゆうこ君
高橋紀世子君			岩本	莊太君
松岡満壽男君			田名部匡省君	
中村	敦夫君		柏村	武昭君
			本岡	昭次君
反对者氏名				
井上	哲士君	井上	美代君	
池田	幹幸君	市田	忠義君	
岩佐	恵美君	大沢	辰美君	
紙	智子君	小泉	親司君	
大門実紀史君		西山登紀子君		
煙野	君枝君	八田ひろ子君		
林	紀子君	筆坂	秀世君	
宮本	岳志君			
吉川	春子君			

竹山 谷川 鶴保 秀善君
中島 廣介君
中曾根 弘文君
仲道 啓雄君
野沢 太三君
南野知惠子君
服部 三英雄君
日出 英輔君
保坂 三藏君
舛添 要一君
溝手 顯正君
森下 博之君
松山 政司君
岩天君
矢野 哲朗君
森元 恒雄君
山下 力君
山本 英利君
吉村剛太郎君
朝日 俊弘君
池口 修次君
今泉 太一君
海野 徹君
江本 敏大君
小川 紀君
大橋 巨泉君
勝木 健司君
木俣 佳文君
郡司 彰君

官 報 (号 外)

平成十三年十一月二日 参議院会議録第八号 投票者氏名

市田	忠義君	齋藤	小宮山洋子君		
井上	保君	佐藤	道夫君		
山本	美代君	高嶋	良充君		
山下	栄一君	谷	博之君		
森本	潤一君	千葉	景子君		
福本	日笠	角田	義一君		
浜田卓二郎君	勝之君	直嶋	正行君		
鶴岡	昭三君	長谷川	清君		
高野	博師君	廣中和歌子君	藤井	俊勇君	
草川	たまき君	柳田	利和君		
沢	秀樹君	山根	堀	加藤	孝治君
荒木	清寛君	峰崎	松井	峰崎	直樹君
若林	隆治君	柳田	利和君		
柳田	稔君	山根	堀		
松井	孝治君	峰崎	松井		
堀	俊勇君	柳田	利和君		
直嶋	正行君	山根	堀		
長谷川	清君	峰崎	松井		
廣中和歌子君	藤井	柳田	利和君		
佐藤	道夫君	山根	堀		
小宮山洋子君	千葉	峰崎	松井		

反対者氏名

○
名

岩佐	惠美君	紙	
大門実紀史君	君枝君	智子君	小泉
畠野	吉川	吉川	親司君
宮本	春子君	紀子君	西山登紀子君
岳志君	大脇	福島	八田ひろ子君
吉川	雅子君	瑞穂君	筆坂
春子君	瑞穂君	瑞穂君	秀世君
大江	康弘君	大江	吉岡
西岡	武夫君	康弘君	吉典君
平野	達男君	大江	大渕
森	ゆうこ君	西岡	絹子君
岩本	莊太君	武夫君	田嶋
田名部匡省君	渡辺	平野	陽子君
西川きよし君	秀央君	貞夫君	山本
柏村	惟名	廣野	正和君
武昭君	素夫君	ただし君	田村
中村	高橋紀世子君	西岡	秀昭君
昭次君	松岡満壽男君	武夫君	
本岡	敦夫君	庄太君	

官 報 (号 外)

平成十三年十一月一日 参議院会議録第八号

四八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可印

発行所
二東京一
番四都〇五
號港区虎ノ門四
務省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
本体
郵便
料内